

平成25年1月10日

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

東日本大震災に対処するための
予算措置等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災に対処するための 予算措置等を求める要望書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、既に1年10か月余りが経過しましたが、これまでの調査において判明した我が県の被害は、死者・行方不明者が約1万1千人、全半壊等の住家被害が23万棟に上り、県下全体の被害額は約9兆円に達するなど、戦後、日本が経験したことのない極めて甚大な災害となっており、また、本震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農林水産物や観光に対する風評被害をはじめ、多くの深刻な問題が発生しております。

更に、被災地では、民間レベルでの復旧工事も含め、膨大な復旧・復興事業の実施に当たり、官民ともに、土木・建築関連技術者などの人員不足や、資材高騰による入札不調の多発など、新たな課題も顕在化しております。

こうした状況の中、甚大な被害から復旧・復興を果たすためには、着実かつ継続的な事業実施が不可欠であり、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「宮城県震災復興計画」においても計画期間を10年間と設定しておりますが、新たな課題の発生もあり、この期間内での復興を果たすためには、我が県及び被

災市町の一層の努力と，更なる国の支援が必要であると考えております。

国におかれましては，これまで震災復興特別交付税や復興交付金の更なる上積み，国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大，特区制度やグループ補助金の創設などの要望を具体化していただきました。また，全国の自治体，企業，団体，個人，海外の皆様からの御支援もいただき，被災地域の復旧・復興に向け，懸命に努力を続けているところであります。

しかし，日々新たな課題が生ずる状況において，更に事業を加速度的に進捗させ，計画期間内に復興を果たすためには，更なる財政支援に加え，税制上の特例や各種の規制緩和，一層の人的支援など，長期にわたる国の更なる特例的な御支援が是非とも必要です。

つきましては，国においては，東日本大震災からの復旧・復興を引き続き最優先の課題としていただき，「5年間で19兆円」となっている復興予算フレームの見直しも含め，現在の財政支援を可能な限り拡充することとし，できる限り早期に十分な予算措置を講じていただきますとともに，各種制度などにつきましても，実態に合わせて，必要な整備や改善を図られますよう，別添のとおり要望いたします。

重点要望項目

1 平成24年度第一次補正予算で対応される公共事業における被災県に対する特別な措置

【各省庁】

現在、編成作業が進んでいる復興・防災を中核とした大規模な平成24年度第一次補正予算では、国土強靱化に必須となる、老朽化した社会基盤の整備に対する公共事業が幅広く計上されると聞いております。

日本は災害大国であり、これら必要な公共事業は積極的に行うべきと考えておりますが、被災自治体においては、事業執行に必要な人的資源や地方負担分の財源が大きく不足していることから、これら公共事業については極力、国直轄事業または地方からの受託事業として執行していただくとともに、事業費に対する地方負担が生じないようにすることを求めます。

また、国による執行が困難な場合には、地方負担の全額について財源措置を講ずるとともに、被災自治体において基金化等により複数年で事業執行が可能となるような特別の措置を求めます。

2 平成25年度以降における財政支援の継続等

【各省庁】

震災からの復旧・復興事業に対しては、東日本大震災財特法の制定などにより、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、通常より手厚い財政支援を講じていただき、さらに東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額により、地方負担が極力少なくなる制度としていただき大変感謝しているところです。

しかしながら、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び本県の「宮城県震災復興計画」においてはいずれも、復興期間を10年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であります。

つきましては、「5年間で19兆円」となっている復興予算フレームの見直しも含め、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成25年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。また、被災地方公共団体の資金繰りを円滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

加えて、被災地では、復旧・復興需要の大幅な増加に伴い、資材費や人件費の高騰により、被災自治体が発注する工事が入札不調に追い込まれるケースが多発していることから、国庫補助事業等に係る適正な積算基準の設定を図るとともに、増額した経費に対する地方負担の軽減措置を講じるよう求めます。

3 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

【復興庁】

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、平成25年度においても必要な予算を確保するよう求めます。

さらに、基幹事業については、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層進めることができるよう対象事業の要件の緩和とともに、必要に応じ対象事業の追加を求めます。

また、交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところですが、一層の事務負担の軽減措置を講じるよう求めます。

加えて、効果促進事業については、制度趣旨に即して被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、想定される基幹事業全体の35%の範囲内について、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できることを求めます。

4 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

【総務省】

各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため、本県では「東日本大震災復興基金」を設置しましたが、平成23年度、復興基金に対する特別交付税措置として本県へ660億円が交付されたところです。

これにより、既存制度の隙間を埋める形で被災者や被災事業者等をきめ細かく支援しているところですが、現在の基金規模では、被災市町が行う住宅再建支援等の膨大な財政需要に十分に対応できないことから、これまでも基金に対する追加の財政措置を求めてきました。

今後も復興まちづくりの進展に伴い様々な財政需要が生じることが想定されることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、大幅な追加の財政措置を行うよう求めます。

5 津波被災地域における住宅再建支援に係る財源措置の早期実現

【総務省】

防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外への移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところですが、復興まちづくりの取組を加速させるため及び財政状況により地域格差が生じないよう、11月30日に閣議決定された「日本再生加速プログラム」の内容に沿って震災復興特別交付税による財源措置を早急に講じるよう求めます。

6 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設

【復興庁，経済産業省】

国の平成25年度予算概算要求において，東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした，「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されていますが，本県は津波浸水面積や死者・行方不明者が全体の過半を占めるなど震災の被害を最も受けているとともに，福島第一原発事故による風評被害が今なお続いています。

つきましては，復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから，十分な予算措置の下，創設されるよう求めます。また，津波被害の甚大な地域では，土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから，復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう，本補助制度の期間を10年間とするよう求めます。

また，補助対象業種に関して，被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては，被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めます。

なお，事業の実施に当たっては，補助金の交付先について，津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し，特定の地域に偏って配分することがないように求めます。

7 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【総務省，復興庁，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めています。災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤嵩上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内の完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内の完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

8 復旧・復興に要する人的支援等の拡大

【各省庁】

本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量を求められており、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれ、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことはできません。

つきましては、事務・技術問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保や、復興関連事業の業務委託の推進による事務負担の軽減が、引き続き必要不可欠なことから、各省庁におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援、業務委託に係る制度の確立について、推進・強化されるよう求めます。

9 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

【各省庁】

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は精神的な不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による損害は、県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであります。農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが、国の中間指針に明示されておられません。

そのため、損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じるほか、東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的であることから、本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって、著しく不利な状況となっています。

つきましては、風評被害も含め、放射性物質の汚染により本県県民が受けた全ての損害について、賠償すべき対象として早急に指針に明示することを求めます。

あわせて、東京電力に対して、被害の実態を直視し、被害者の立場に立って十分に確実な賠償を迅速に行うよう指導することを求めます。また、放射性物質を含む焼却灰等の処理や、廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準等及びその安全性を国民に分かりやすく広報するとともに、処理に必要な施設の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

特に、指定廃棄物の処理については、中間処理施設や最終処分場等の施設の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう、国の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

10 医師確保対策の推進

【復興庁，文部科学省，厚生労働省】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け，本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており，医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ，地域医療が崩壊し，地域再生の途が失われかねない状況です。

このため，医師の都市部への偏在を是正し，地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また，医師不足が特に深刻な産科，小児科，救急などについては，医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに，地域医療における医師不足を解決するためには，医師の絶対数を増やすことが必要であることから，医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに，医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

11 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【復興庁，総務省，農林水産省】

東日本大震災の発生により，多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって，十分な津波防護効果を発揮するため，連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は，大地震や大津波により壊滅的な被害を受け，災害復旧事業により平成27年度をめどに復旧することとしていますが，漁港区域内には，これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため，新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため，平成24年度の国の予算では，地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが，平成25年度以降も事業量に合わせ，十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また，この区間においては，新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが，県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても，地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに，防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり，地域住民からも強い要望があることから，防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め，「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については，地域の実情に即した，より柔軟な制度とするよう求めます。

12 被災したJR各線の早期復旧への支援

【国土交通省】

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線，仙石線，石巻線，気仙沼線及び大船渡線）については，現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり，津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道路線のルート変更などが必要な場合には，原状での復旧に比べ事業費が多額となることから，東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について，国が全額を支援するよう求めます。

13 （仮称）東日本大震災メモリアルパークの整備

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災を経験した我が国が，世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに，震災で生まれた各種の‘絆’を育み，被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を，国において，最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。また，津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを，北から南までおおむね連担する形で国が買い上げ，防災・減災，憩い，レクリエーション，追悼等を目的として，公園・緑地，防災林，築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備するよう求めます。

さらに，各市町による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について，財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

なお，平成25年度概算要望で調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては，その施設規模や整備内容について，被災市町をはじめ県民の想いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに，国内最大の被災地であり，国民が追悼や鎮魂，津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市に，管理も含め全額国費で設置されるよう求めます。

東日本大震災に対処するための 予算措置等を求める要望書

要望項目一覧

<内閣府関係>

- 1 福島第一原発事故に伴う被害への対応
 - (1) 風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償【文部科学省，経済産業省再掲】
 - (2) 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【文部科学省，経済産業省再掲】
- 2 遠隔避難者に対する生活支援の充実【復興庁，総務省，厚生労働省再掲】
- 3 中核的な広域防災拠点の整備【総務省，国土交通省再掲】
- 4 緊急事態基本法の早期制定
- 5 震災復興の担い手となるNPO等への継続的な支援
- 6 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積み増し
- 7 原子力防災体制の再構築【文部科学省再掲】

<復興庁関係>

- 1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 2 福島第一原発事故に伴う被害への対応
 - (1) 生産者への十分かつ確実な賠償の実施【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (2) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再建等に向けた生産者支援
 - イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援【厚生労働省，農林水産省，経済産業省再掲】
 - ロ 森林や立木の汚染実態の調査【農林水産省，環境省再掲】
 - ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】
 - ニ 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】
 - ホ 経営再開等に向けた生産者支援【農林水産省，経済産業省再掲】
 - ヘ 県産農林水産物の販路回復への支援【農林水産省，経済産業省再掲】
- 3 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【総務省，農林水産省再掲】
- 4 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，総務省，厚生労働省再掲】
- 5 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等
- 6 医師確保対策の推進【文部科学省，厚生労働省再掲】
- 7 震災等緊急雇用対応事業の拡充等【厚生労働省再掲】
- 8 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備
- 9 東日本大震災農業生産対策交付金の十分かつ確実な予算の確保【農林水産省再掲】
- 10 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化【法務省，国土交通省再掲】

- 1 1 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」の継続等【経済産業省再掲】
- 1 2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設【経済産業省再掲】
- 1 3 被災地の復興まちづくりに必要な商店街形成支援【経済産業省再掲】
- 1 4 「原子力事故による子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援策の早期実施
- 1 5 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【総務省，農林水産省再掲】
- 1 6 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援【農林水産省再掲】
- 1 7 被災農家の経営再開に対する継続的な支援【農林水産省再掲】
- 1 8 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援【農林水産省再掲】
- 1 9 海岸防潮堤（治山施設）の復旧に伴う用地買収に係る十分かつ確実な予算の確保【農林水産省再掲】
- 2 0 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置【総務省，国土交通省再掲】
- 2 1 災害危険区域における災害復旧事業（都市公園）の柔軟な実施【国土交通省再掲】
- 2 2 被災市街地復興土地区画整理事業の事業促進への財政支援【国土交通省再掲】
- 2 3 津波復興拠点整備事業の拡充【国土交通省再掲】

<総務省関係>

- 1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 2 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，復興庁，厚生労働省再掲】
- 3 災害復旧事業の期間延長
- 4 復興基金に対する財政支援措置の拡充等
- 5 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎等の災害復旧に対する財政支援措置の確実な実施
- 6 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等
- 7 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【復興庁，農林水産省再掲】
- 8 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【復興庁，農林水産省再掲】
- 9 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携体制構築に向けた支援
- 1 0 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置【復興庁，国土交通省再掲】
- 1 1 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大
- 1 2 消防力の復旧に向けた支援の継続
- 1 3 中核的な広域防災拠点の整備【内閣府，国土交通省再掲】
- 1 4 津波被災地域における住宅再建支援に係る財源措置の早期実現

<法務省>

- 1 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化【復興庁，国土交通省再掲】
- 2 地方法務局の体制強化

<財務省関係>

- 1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

<文部科学省関係>

- 1 原子力防災体制の再構築【内閣府再掲】
- 2 福島第一原発事故に伴う被害への対応
 - (1) 風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償【内閣府，経済産業省再掲】
 - (2) 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，経済産業省再掲】
 - (3) 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (4) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (5) 観光業に係る風評被害への対応
 - (6) 港湾の放射線対策に要した経費の迅速な賠償【経済産業省，国土交通省再掲】
 - (7) 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進【環境省再掲】
 - (8) 学校等における除染等【環境省再掲】
 - (9) 学校等における給食食材の安全確保
- 3 医師確保対策の推進【復興庁，厚生労働省再掲】
- 4 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続
- 5 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なるかさ上げ
- 6 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置
- 7 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 8 学校における防災教育体制の整備
- 9 「東北メディカル・メガバンク計画」の実現に向けた財政措置の継続及び基金の創設
- 10 イノベーション推進拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備

<厚生労働省関係>

- 1 応急仮設住宅の供与期間の延長及び契約手法等の簡素合理化
- 2 サポートセンター運営と健康支援事業に対する継続的な財政支援
- 3 被災者の心のケア対策充実のための障害者自立支援対策臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し
- 4 医師確保対策の推進【復興庁，文部科学省】
- 5 緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）による生活福祉資金相談等体制整備事業及び社会的包摂・「絆」再生事業の継続
- 6 震災等緊急雇用対応事業の拡充等【復興庁再掲】
- 7 事業復興型雇用創出事業の制度拡充
- 8 「安心こども基金」の設置期限の延長，事業対象範囲の拡大・積み増し及び特例措置
- 9 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し
- 10 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助期間の延長
- 11 介護給付費負担金等への財政的支援
- 12 被災被保険者に対する介護保険料等減免措置への財政的支援
- 13 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における減免措置等に対する財源措置
- 14 在宅の重症心身障害児（者）等の自家発電機の保有に対する国庫支出金交付制度の創設
- 15 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発【農林水産省再掲】
 - (2) 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
- 16 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率のかさ上げ
- 17 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，復興庁，総務省再掲】
- 18 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実強化
- 19 被災地における保育士確保支援
- 20 災害公営住宅等における高齢者等の見守り体制整備のための財政支援

<農林水産省関係>

- 1 福島第一原発事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示等を受けた県産農林水産物の関する生産者等への十分かつ確実な賠償等の実施
 - イ 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】
 - ロ 農業系廃棄物の処理【経済産業省，環境省再掲】
 - (2) 風評被害を受けた県産農林水産物に関する生産者等への十分かつ確実な賠償の実

施

イ 県産農林水産物の風評被害の指針への明示【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】

ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発【厚生労働省再掲】

(3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再建等に向けた生産者支援

イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援【復興庁，厚生労働省，経済産業省再掲】

ロ 森林や立木の汚染実態の調査【復興庁，環境省再掲】

ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化【復興庁，経済産業省，環境省再掲】

ニ 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁，経済産業省，環境省再掲】

ホ 経営再開等に向けた生産者支援【復興庁，経済産業省再掲】

ヘ 県産農林水産物の販路回復への支援【復興庁，経済産業省再掲】

2 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【復興庁，総務省再掲】

3 東日本大震災農業生産対策交付金の十分かつ確実な予算の確保【復興庁再掲】

4 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【復興庁，総務省再掲】

5 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援【復興庁再掲】

6 被災農家の経営再開に対する継続的な支援【復興庁再掲】

7 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

8 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援【復興庁再掲】

9 海岸防潮堤（治山施設）の復旧に伴う用地買収に係る十分かつ確実な予算の確保【復興庁，総務省再掲】

<経済産業省関係>

1 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」，「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」の継続等【復興庁再掲】

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示等を受けた県産農林水産物に関する生産者等への十分かつ確実な賠償等の実施

イ 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】

ロ 農業系廃棄物の処理【農林水産省，環境省再掲】

(2) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】

(3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援【復興庁，厚生労働省，農林水産省再掲】

- 除染・吸収抑制対策等の充実強化【復興庁，農林水産省，環境省再掲】
- ハ 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁，農林水産省，環境省再掲】
 - ニ 経営再開等に向けた生産者支援【復興庁，農林水産省再掲】
 - ホ 県産農林水産物の販路回復への支援【復興庁，農林水産省再掲】
- (4) 風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償【内閣府，文部科学省再掲】
- (5) 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，文部科学省再掲】
- (6) 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【文部科学省，国土交通省再掲】
- 3 金融対策に係る支援の継続
- 4 二重債務問題対策に係る支援の継続
- 5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設【復興庁再掲】
- 6 被災地の復興まちづくりに必要な商店街形成支援【復興庁再掲】
- 7 旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助の追加支援措置
- 8 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省，環境省再掲】
- 9 工業用水道施設の耐震化等加速化工事に係る補助制度の予算化
- 10 スマートコミュニティの導入促進による復興の地域づくり支援

<国土交通省関係>

- 1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，環境省再掲】
- 2 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除及び国直轄災害復旧事業に係る直轄事業負担金の免除
- 3 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保
- 4 港湾の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫支出金交付率かさ上げ
- 5 仙台空港を核とした地域活性化の推進
- 6 災害公営住宅整備事業に対する財政支援の継続
- 7 地震に伴う地盤沈下に対する対策の推進
 - (1) 総合的治水対策の推進
 - (2) 国庫支出金交付率のかさ上げと直轄負担金の減免
 - (3) 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置【復興庁，総務省再掲】
- 8 復旧・復興事業における施工確保
 - (1) 技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和
 - (2) 実勢価格を反映できる積算手法の設定
 - (3) 作業員の宿舍対策支援
 - (4) 資材確保のための支援
- 9 中核的な広域防災拠点の整備【内閣府，総務省再掲】

- 1 0 高速道路のサービスエリア等の防災機能強化や新たな施設整備
- 1 1 復興祈念施設の整備
- 1 2 災害危険区域における災害復旧事業（都市公園）の柔軟な実施【復興庁再掲】
- 1 3 被災市街地復興土地区画整理事業の事業促進への財政支援【復興庁再掲】
- 1 4 津波復興拠点整備事業の拡充【復興庁再掲】
- 1 5 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化【復興庁，法務省再掲】
- 1 6 土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等
- 1 7 被災したJR各線の早期復旧への支援
- 1 8 被災した地域公共交通への支援の拡充
- 1 9 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【文部科学省，経済産業省再掲】

<環境省関係>

- 1 福島第一原発事故に伴う被害への対応
 - (1) 災害廃棄物の広域処理の推進に向けた環境整備
 - (2) 放射能に汚染された廃棄物等の処理
 - (3) 農業系廃棄物の処理【農林水産省，経済産業省再掲】
 - (4) 森林や立木の汚染実態の調査【復興庁，農林水産省再掲】
 - (5) 除染・吸収抑制対策等の充実強化【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (6) 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (7) 除染に係る対策
 - (8) 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進【文部科学省再掲】
 - (9) 学校等における除染等【文部科学省再掲】
- 2 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省再掲】

東日本大震災に対処するための 予算措置等を求める要望書

要望項目に係る説明

＜内閣府関係＞

1 福島第一原発事故に伴う被害への対応

(1) 風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償

【文部科学省，経済産業省再掲】

福島第一原発事故による損害は，県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであります。農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが，国の中間指針に明示されておりません。

そのため，損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じているほか，東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的なことから，本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって，著しく不利な状況となっています。

国においては，出荷制限指示等の対象となっている農林水産物に限らず，幅広い産業分野で風評被害が発生している実態を踏まえ，本県の全ての風評被害について，中間指針に明示するよう強く求めます。

さらに，東京電力株式会社に対し，本県の被害の実態を認識し，原発事故の原因者として指針に明示されていない損害についても幅広く責任を認め，十分に確実な賠償を迅速に行うよう強く指導することを求めます。

(2) 自治体の被害対策経費に係る損害賠償 【文部科学省，経済産業省再掲】

事故被害対策経費について，本県及び県内33市町では，東京電力に対して平成23年12月27日に損害賠償を請求したところですが，現在まで何の対応も見られないことから，東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めます。

なお，県や市町村等が講じた事故被害対策経費については，指針において「被害者支援等のために，加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合」としている経費として，国が全額を速やかに負担した上で，同額を東京電力に対して請求する制度を創設し，損害賠償が行われるまでの県及び市町村等の財政負担の解消を図るよう求めます。

2 遠隔避難者に対する生活支援の充実 【復興庁，総務省，厚生労働省再掲】

このたびの震災により，居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており，特に，県外に避難をされた方々は，1年9か月を経過してもなおお宮城県だけで8,709人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え，避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり，避難先での生活が長期化することが見込まれることから，避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために，継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また，避難者支援の担い手として大きな役割を果たしている

NPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求めるとともに、被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう、全国避難者情報システムへの登録を促すなど、積極的な広報の実施を求めます。

3 中核的な広域防災拠点の整備 【総務省，国土交通省再掲】

広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。

また、都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

4 緊急事態基本法の早期制定

東日本大震災のような大規模災害にあっては、人命救助、支援物資搬送及びガレキ撤去など一刻を争う事態の中で、地方自治体が全てを取り仕切るのは困難であります。

今回のような大規模自然災害が発生した場合、多くの国では、「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下で迅速に対処しています。

福島第一原発事故の「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備が指摘されておりますが、「緊急事態基本法」の制定に、自民、民主及び公明の3党が平成16年5月に合意しているものの、いまだに成立の見通しは立っていません。

国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

5 震災復興の担い手となるNPO等への継続的な支援

被災地ではNPO等の活動が被災者の支援やコミュニティ再生などに大きな役割を果たしておりますが、これらのNPO等の活動への助成や活動基盤の強化に活用してきた「新しい公共支援事業」の実施期間は、平成24年度限りとされています。

本県の震災復興は未だ道半ばであることから、平成25年度以降においても震災復興の担い手となるNPO等の継続的な支援策を求めます。

6 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積み増し

自殺対策緊急強化基金の設置期限は、平成26年度まで延長となりましたが、このたびの震災では、家族を失った震災遺族や生活・事業基盤を失った多数の被災者が、時

間の経過に伴い様々な問題が発生しやすく、精神的に追い詰められることが予想されることから、長期的な自殺対策が必要です。

このことから、基金の設置期限を延長するとともに、基金の大幅な積み増しをされるよう求めます。

7 原子力防災体制の再構築 【文部科学省再掲】

福島第一原発事故については、国の総力を挙げて早期収束を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原発事故に係る検証結果を踏まえ、安全審査指針の見直し等抜本的な対策を早急に講じるよう求めます。また、女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原発の事故対応を通じた検証結果を踏まえ、関係機関での協議や防災訓練を常時開催することが可能で、かつ、原子力防災に必要な設備や機材等を備えるなど、法律要件を満たした原子力防災対策センター（オフサイトセンター）を早急に整備し、国の責任で万全な体制を構築するよう求めます。

さらに、震災で被災した女川原子力発電所周辺地域の安全確保のために不可欠な施設である宮城県原子力センターの解体及び再建に係る経費並びに地方自治体が原子力防災に係る資機材を購入するための経費については、既定の交付金の枠にとらわれず、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

＜復興庁関係＞

1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応

（1）生産者等への十分かつ確実な賠償の実施 【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品に係る損害賠償については，これまで再三にわたり要請してきたにもかかわらず，適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は，依然として杓子定規であり，賠償が合意されない品目も多く，また，現在行われている損害賠償手続きは，被害額を確定するために東京電力から要求される証明書類が膨大かつ難解であり，被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに，賠償の支払いが速やかになされないため，生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり，資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

国においては，原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って，これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し，東京電力に対し，審査の簡素化・迅速化も含め，十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，

東京電力が十分な支払いに応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(2) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示 【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

県産農林水産物や加工食品の取引や売上等については、深刻な風評被害が生じていることから、平成24年9月14日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に風評被害に対する対象を明示するなどの要請を東京電力と国に対し行ったところですが、未だ実現していません。

現在、原子力損害賠償紛争審査会により、農産物の風評被害についての追加調査が行われていますが、県産農林水産物や加工食品に関する風評被害の実態を十分認識し、早急かつ具体的に中間指針に明示するよう求めます。

東京電力は、風評被害について、中間指針で賠償対象となる損害として認めているかどうかに関らず、被害者側の立証が事実上困難である対応を行うなど、極めて消極的な姿勢であることから、国においては、東京電力に対し、原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め、手続きを簡素化するとともに、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払いに応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援 【厚生労働省，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について、東京電力に対し、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、これに関らず、検査機器の整備や検査の実施に係る費用については、全額国庫負担とするよう求めます。

本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については、食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から、国が責任を持って、食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 森林や立木の汚染実態の調査 【農林水産省，環境省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては，福島県では県全域で国により実施されていますが，本県は国庫補助事業により県が実施しています。また，国庫補助の対象は汚染状況重点調査地域に限られており，県では県民の不安を払拭するため，それ以外の地域でも独自に調査を実施しています。

このモニタリングについては，林産物生産者の安全や消費者の林産物に対する安心を確保するため，本来，福島県と同様に国が実施すべきものであり，県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。

ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化 【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

県内のほぼ全域で牧草地の除染が必要となっており，農家などが実施する反転耕等の費用について，やむを得ず本県独自の貸付制度を創設して対応しているところ

です。農家などが実施した除染対策に係る費用については，東京電力に対し，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，これに係らず，国においても，牧草地の除染対策を生活圏の除染対策と平行して進められるよう十分かつ確実に予算を確保し，再除染に係る費用を対象とするなど，現行の事業の拡充も含め，より柔軟に対応するよう求めます。

ニ 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策 【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により，本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから，将来にわたり，徹底した施設設備の管理を図り，今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに，陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように，国として万全の対策を講じるよう求めます。

ホ 経営再開等に向けた生産者支援 【農林水産省，経済産業省再掲】

安全な農林水産物を供給する生産基盤や施設の整備など，放射性物質の影響により新たに必要となった対策については，東京電力に対し，生産者や事業者が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するとともに，国においても経営再開に係る事業を幅広く創設するよう求めます。また，安全な特用林産物の生産に必要な施設整備等を行う特用林産施設等体制整備事業については，経営体力が低下している生産者の負担軽減のため，全額国庫による支援とするとともに，個人経営者や企業も補助対象とするよう強く求めます。

へ 県産農林水産物の販路回復への支援 【農林水産省，経済産業省再掲】

国において実施している販路回復支援については，より効果的な形で，今後も継続するよう求めます。

東京電力に対しては，放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が，販路の回復に要したPR等の費用についても，賠償対象の基準として認め，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

3 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保 【総務省，農林水産省再掲】

東日本大震災の発生により，多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって，十分な津波防護効果を発揮するため，連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は，大地震や大津波により壊滅的な被害を受け，災害復旧事業により平成27年度をめどに復旧することとされていますが，漁港区域内には，これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため，新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため，平成24年度の国の予算では，地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが，平成25年度以降も事業量に合わせ，十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また，この区間においては，新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが，県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても，地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに，防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり，地域住民からも強い要望があることから，防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め，「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については，地域の実情に即した，より柔軟な制度とするよう求めます。

4 遠隔避難者に対する生活支援の充実 【内閣府，総務省，厚生労働省再掲】

このたびの震災により，居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており，特に，県外に避難をされた方々は，1年9か月を経過してもなお宮城県だけで8,709人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え，避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり，避難先での生活が長期化することが見込まれることから，避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために，継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また，避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう，必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに，国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求め

るとともに、被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう、全国避難者情報システムへの登録を促すなど、積極的な広報の実施を求めます。

5 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、平成25年度においても必要な予算を確保するよう求めます。

さらに、基幹事業については、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層進めることができるよう対象事業の要件の緩和とともに、必要に応じ対象事業の追加を求めます。

また、交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところですが、一層の事務負担の軽減措置を講じるよう求めます。

加えて、効果促進事業については、制度趣旨に即して被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、想定される基幹事業全体の35%の範囲内について、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できることを求めます。

6 医師確保対策の推進 【文部科学省，厚生労働省再掲】

今回の東日本大震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況です。

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科，小児科，救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

7 震災等緊急雇用対応事業の拡充等【厚生労働省再掲】

震災等緊急雇用対応事業については、被災求職者の雇用機会を確保するとともに、被災者の生活支援や行政のマンパワー不足を補う役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。

しかし、現在の制度においては、平成25年度からの新規雇用や新規事業の実施が認められておらず、復旧・復興のための事業を進める上で支障となっていることから、現在、国の平成25年度予算概算要求で要求されている実施期間の延長と緊急雇用創出事業臨時特例交付金の500億円の積み増しについて、確実に実施されるよう求めます。

8 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。また、津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを、北から南までおおむね連担する形で国が買い上げ、防災・減災、憩い、レクリエーション、追悼等を目的として、公園・緑地、防災林、築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備するよう求めます。

さらに、各市町による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

なお、平成25年度概算要望で調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては、その施設規模や整備内容について、被災市町をはじめ県民の想いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに、国内最大の被災地であり、国民が追悼や鎮魂、津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市に、管理も含め全額国費で設置されるよう求めます。

9 東日本大震災農業生産対策交付金の十分かつ確実な予算の確保 【農林水産省再掲】

本県の農業生産力の早期回復については、共同利用施設の復旧及び再編整備並びに営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質吸収抑制対策等を計画的に進めることが必要です。

農地の復旧完了に伴う作付けの順次再開に伴い、今後も継続した事業要望が見込まれますが、平成23年度に国が創設した東日本大震災農業生産対策交付金において、平成24年度の国予算額は29億円と、前年度の341億円と比べ、1/10以下に大きく削減されました。

東日本大震災農業生産対策交付金は、農業者組織や農協などが事業主体となった臨機応変な取組を引き続き支援するのに不可欠であることから、平成25年度以降も事業要望に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また、地域の実情に合わせ、個別農業者の営農再開が可能となるよう畜舎等の機械施設におけるリース要件の緩和や、酪農での対象施設を共同利用フリーストールパーラーに限定することなく、つなぎ飼養方式も対象とするなど、より柔軟な採択要件への見直しを求めます。

10 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化 【法務省、国土交通省再掲】

所有者不明土地については、権利取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、被災市町が適切に管理を行えるなどの特別措置を求めます。

また、防災集団移転促進事業については、地権者等の合意が得られない場合、事業計画の見直し等が生じることから、土地収用制度による用地取得が可能となるよう収用適格事業化を求めます。

1 1 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」の継続等 【経済産業省再掲】

これまで宮城県において、89グループ1,694事業者が約1,471億円の本補助金を受け、復旧にまい進しており、本県としては、本事業を県内被災企業に対する復旧支援の中核的な事業と位置付け、重点的に取り組んでいます。

本補助金の財源として予備費801億円を増額する閣議決定により、現在、公募締め切りを2回に分け、第6次募集を行っているところですが、甚大な被害を受けた沿岸部では、地盤沈下によるかさ上げやその他の公共工事等が完了せず、これから本格的な復旧整備に着手する被災事業者も多数あり、本補助金のニーズは依然として高く、第6次募集以降に申請に至る事業者も見込まれることから、本補助金の継続的な実施と十分な予算の確保を求めます。

1 2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設 【経済産業省再掲】

国の平成25年度予算概算要求において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されていますが、本県は津波浸水面積や死者・行方不明者が全体の過半を占めるなど震災の被害を最も受けているとともに、福島第一原発事故による風評被害が今なお続いています。

つきましては、復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、十分な予算措置の下、創設されるよう求めます。また、津波被害の甚大な地域では、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を10年間とするよう求めます。

また、補助対象業種に関して、被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては、被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めます。

なお、事業の実施に当たっては、補助金の交付先について、津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し、特定の地域に偏って配分することがないよう求めます。

1 3 被災地の復興まちづくりに必要な商店街形成支援 【経済産業省再掲】

震災により甚大な被害を受けた市町村では、今後、仮設住宅で暮らしている人々の集団移転地の開発や、津波により壊滅した市街地の再整備など、大規模なまちづくり計画が進められます。

こうした新たな街において人々が豊かに暮らし、地域の復興を着実に進めるためには、生活利便性や地域コミュニティの維持に欠かせない商業機能の整備が不可欠です。

一方、現在仮設店舗等で暫定的に事業を再開し、まちづくりに合わせて本格復旧を望んでいる地域商店街の商業者にとっては、店舗を再築するための金銭的負担は極めて大きく、このままではこれら商業者の事業継続が危ぶまれるばかりか、商業機能整備の遅れによりまちづくり計画そのものに影響が生じる恐れがあります。

こうした状況の下、国においては、平成25年度予算概算要求で「被災地域商業復興支援事業費」を事項要求されていますが、まちづくりの重要な要素である商業機能の整備に当たっては、地域の実情を最もよく知る市町村の主体性が発揮され、地域固有の事情にきめ細かく対応していくことが重要です。

つきましては、当該事業の制度設計に当たっては、基礎自治体である市町村が一定の役割と責任を果たせるようなものとし、市町村が描く復興事業計画に基づく商業機能の集積に必要な施設等の整備に対する支援制度として創設されるよう求めるとともに、地方自治体の財源負担については国の財政支援を講じるよう求めます。

1 4 「原子力事故による子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援策の早期実施

平成24年6月に施行された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「原子力事故による子ども・被災者支援法」）に基づく基本方針を早急に策定し、速やかに各種支援施策を講じるよう求めます。

1 5 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援 【総務省、農林水産省再掲】

震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等で回収処理を進めていますが、機械が届かない深い場所にあるガレキは回収が困難であるとともに、海の特異性上、海域全体の把握が困難であり、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけの後などに漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については平成25年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成25年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを従来から稼働しているクリーンセンター等で処分する場合に必要な費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

16 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援 【農林水産省再掲】

今回の震災では、漁船、漁具、養殖施設及び水産加工業者等の保有する施設等、多くの生産基盤が壊滅的な被害を受けました。これらの漁船や施設の修繕や整備のための支援策が講じられていますが、県内の造船所も被災し、新船建造の需要に対応する生産能力が十分回復していません。また、水産加工流通関連の施設整備についても、地盤沈下した用地のかさ上げと合わせた一体的な整備が必要です。こうしたことから、これらの水産業の復興のための継続的な予算措置をされるよう求めます。

17 被災農家の経営再開に対する継続的な支援 【農林水産省再掲】

被災している農家に対する収入確保のための被災農家経営再開支援事業については、被災の度合いにより農地の復旧が遅れる地域もあることから、平成25年度以降も事業を継続されるよう求めます。

18 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援 【農林水産省再掲】

東日本大震災で被災した農林漁業者に対する制度資金等による金融支援策については、平成23年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などが図られ、併せて独立行政法人農林漁業信用基金の経営基盤強化が行われているところです。

これらの事業については、従来から、未だ復旧途上にある被災農林漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしており、今後も相当の資金需要が見込まれることから、平成25年度以降も事業を継続するとともに必要に応じて拡充されるよう求めます。

19 海岸防潮堤（治山施設）の復旧に伴う用地買収に係る十分かつ確実な予算の確保 【農林水産省再掲】

今回の大津波により被災した治山施設の海岸防潮堤は、発生頻度の高い津波への対策として示されているレベル1の高さで復旧することとしていますが、堤高の嵩上げに伴う堤体敷の大幅な拡大により、広範囲な用地の買収が必要となっていることから、国においては十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

20 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置 【総務省、国土交通省再掲】

復興交付金を受けて行う下水道の復興事業については、一定の割合を一般会計から繰り出すことができるとされ、当該繰出額については震災復興特別交付税が措置され、残りの公営企業負担分については通常の公営企業債を充当することが想定されています。

下水道における通常の建設事業については、雨水施設及び汚水施設の整備事業を区分けせずに、地方財政措置が講じられており、東日本大震災に係る措置も同様となっています。

しかしながら、沿岸地域において地盤沈下の影響が大きく、復興事業のうち内水排除対策として行う雨水施設の事業費割合とその額が非常に大きくなっています。

雨水事業の経費については、雨水公費の原則により、全額一般会計から繰り出すこととされており、現在の措置のままでは一般会計に多大な負担がかかることが懸念されるため、復興交付金を受けて行う雨水施設整備事業については、その全額を繰出の対象とし、当該繰出額について震災復興特別交付税を講じるよう地方財政措置の拡大を要望します。

2 1 災害危険区域における災害復旧事業（都市公園）の柔軟な実施 【国土交通省再掲】

災害復旧事業は、原則現位置に原形復旧することが原則となっているところですが、災害危険区域内における都市公園の公共施設の災害復旧については、市町のまちづくり復興計画を踏まえ、場所を変えて復旧する場合においても災害復旧事業または復興交付金事業の対象となるよう制度を拡充されるよう求めます。

2 2 被災市街地復興土地区画整理事業の事業促進への財政支援 【国土交通省再掲】

被災市街地復興土地区画整理事業において、夜間人口40人/ha以上の地区については、土地の嵩上げ費用が補助対象となっていますが、防災集団移転促進事業の移転跡地など非居住系の用途となる地区については、一件毎に査定された上で、効果促進事業により嵩上げが認められています。

しかしながら、産業系用途の地区の嵩上げについては、被災市町の負担になると脆弱な財政基盤を圧迫することから、早期の事業着手が可能となるよう、地域の実情に即した財政支援を求めます。

2 3 津波復興拠点整備事業の拡充 【国土交通省再掲】

津波復興拠点整備事業では、一市町村に2地区まで、一地区当たり20haを上限とするよう箇所数、面積に制限があることから、市町村合併を行った市町村では広域的に被災しており、復興のスピードに地域間の格差が生じる恐れがあります。

市町の早期の復興を図るため、地域の実態に即した整備が可能となるよう津波復興拠点整備事業の1市町村あたりの地区数の制限を緩和を求めます。

＜総務省関係＞

1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤嵩上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

2 遠隔避難者に対する生活支援の充実 【内閣府，復興庁，厚生労働省再掲】

このたびの震災により，居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており，特に，県外に避難をされた方々は，1年9か月を経過してもなお宮城県だけで8,709人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え，避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり，避難先での生活が長期化することが見込まれることから，避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために，継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また，避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう，必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに，国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求めるとともに，被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう，全国避難者情報システムへの登録を促すなど，積極的な広報の実施を求めます。

3 災害復旧事業の期間延長

平成23年度中に災害査定を受け、平成24年度以降に実施する補助災害復旧事業については、地方負担部分について震災復興特別交付税が措置されると共に、補助災害復旧事業債（過年）の発行が認められておりますが、このたびの震災は災害の規模が極めて大きく、事業の消化能力によりやむを得ず平成25年度以降に実施せざるを得ない事業も多数存在することから、最長3か年（現年1年、過年2年）とされている災害復旧事業の期間を延長し、同様の財政措置を講じられるよう求めます。

4 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため、本県では「東日本大震災復興基金」を設置しましたが、平成23年度、復興基金に対する特別交付税措置として本県へ660億円が交付されたところです。

これにより、既存制度の隙間を埋める形で被災者や被災事業者等をきめ細かく支援しているところですが、現在の基金規模では、被災市町が行う住宅再建支援等の膨大な財政需要に十分に対応できないことから、これまでも基金に対する追加の財政措置を求めてきました。

今後も復興まちづくりの進展に伴い様々な財政需要が生じることが想定されることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、大幅な追加の財政措置を行うよう求めます。

5 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎等の災害復旧に対する財政支援措置の確実な実施

このたびの震災では、沿岸部を中心に県や市町村の様々な行政庁舎等が壊滅的な被害を受けており、本格復旧費が極めて多額に上ることから、震災復興特別交付税等の新たな財政支援措置等について、所要額を確保し確実に実施されるよう求めます。

6 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等

震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について特別交付税が措置されることとされてはいますが、元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金等の営業収益が相当期間継続して大幅に減少する一方、病院事業における医療従事者の人件費や上下水道事業及び工業用水道事業の資本費（元利償還金）等の経費は固定的に発生し続けることから、大幅な経営の悪化が見込まれています。このため、料金等収入が震災前の規模に回復するまでの一定期間、特別の繰出制度を追加的に創設し、当該繰出に

対し地方交付税措置を講じるなど、地方公営企業の経営回復に資する財政支援を講じられるよう求めます。

7 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保 【復興庁，農林水産省再掲】

東日本大震災の発生により、多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は、大地震や大津波により壊滅的な被害を受け、災害復旧事業により平成27年度をめどに復旧することとされていますが、漁港区域内には、これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため、新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため、平成24年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成25年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに、防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり、地域住民からも強い要望があることから、防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については、地域の実情に即した、より柔軟な制度とするよう求めます。

8 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援 【復興庁，農林水産省再掲】

震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等で回収処理を進めていますが、機械が届かない深い場所にあるガレキは回収が困難であるとともに、海の特異性上、海域全体の把握が困難であり、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけの後などに漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については平成25年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成25年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを従来から稼働しているクリーンセンター等で処分する場合に必要な費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

9 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携体制構築に向けた支援

このたびの震災では、想定を超える地震及び津波により、地域医療を支える多くの

医療機関が被災し、被災地の医療提供機能が著しく低下しています。また、災害時の医療救護活動やその後の被災者に対する保健活動において、被災者の救援に必要な患者情報や施設情報の共有が困難であったため、限られた医療資源の活用に非効率な状況が生じました。

つきましては、今後の災害時の救護活動の連携強化や被災地における切れ目のない医療・福祉の提供体制を実現するため、ICTを活用した医療（福祉）連携体制の構築が急務であることから、平成23年度及び平成24年度に引き続き国によるハード面・ソフト面を含む総合的な対策及び財政支援を講じられるよう求めます。

10 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置【復興庁，国土交通省再掲】

復興交付金を受けて行う下水道の復興事業については、一定の割合を一般会計から繰り出すことができるとされ、当該繰出額については震災復興特別交付税が措置され、残りの公営企業負担分については通常の公営企業債を充当することが想定されています。

下水道における通常の建設事業については、雨水施設及び汚水施設の整備事業を区分けせずに、地方財政措置が講じられており、東日本大震災に係る措置も同様となっています。

しかしながら、沿岸地域において地盤沈下の影響が大きく、復興事業のうち内水排除対策として行う雨水施設の事業費割合とその額が非常に大きくなっています。

雨水事業の経費については、雨水公費の原則により、全額一般会計から繰り出すこととされており、現在の措置のままでは一般会計に多大な負担がかかることが懸念されるため、復興交付金を受けて行う雨水施設整備事業については、その全額を繰出の対象とし、当該繰出額について震災復興特別交付税を講じるよう地方財政措置の拡大を要望します。

11 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費の地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが、後年度の元利償還金については繰出制度の対象とされていません。被災した地方公営企業の経営負担軽減を図るため、全ての地方公営企業を対象として、地方公営企業災害復旧事業債の後年度元利償還金に対して繰出制度を拡大するとともに、当該繰出に対する地方交付税の措置を講じられるよう求めます。また、地方公営企業施設の災害復旧費については、一般会計から繰り出すことができるとされ、当該繰出に対する震災復興特別交付税の充当を含め財政措置が図られています。事業の種別によって繰出割合に大きな差があることから、繰出制度の範囲の拡大・拡充及び当該繰出に対する地方交付税の措置を講じられるよう求めます。

1 2 消防力の復旧に向けた支援の継続

震災により、宮城県ヘリコプター管理事務所や市町の消防施設が失われ、県民の安心・安全を守る消防力に大きな被害が生じ、この復旧に対しては平成23年度国の補正予算による消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金として財政支援措置が講じられ、平成24年度においても引き続き同様の支援措置が講じられているところです。

しかしながら、被災施設の配置等には、自治体の災害復旧復興計画による高台移転などのまちづくり計画に反映させる必要があることから、来年度以降も継続した財政支援を講じられるよう求めます。

1 3 中核的な広域防災拠点の整備 【内閣府，国土交通省再掲】

広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。

また、都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

1 4 津波被災地域における住宅再建支援に係る財源措置の早期実現

防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外への移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところですが、復興まちづくりの取組を加速させるため及び財政状況により地域格差が生じないように、11月30日に閣議決定された「日本再生加速プログラム」の内容に沿って震災復興特別交付税による財源措置を早急に講じるよう求めます。

＜法務省＞

1 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化 【復興庁，国土交通省再掲】

所有者不明土地については，権利取得に多大な手続と時間を要するとともに，所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお，その所在が不明な土地が多数見込まれるなど，復旧・復興事業の支障となることから，土地の保全義務とともに使用許可，処分権限等を市町村に付与して，被災市町が適切に管理を行えるなどの特別措置を求めます。

また，防災集団移転促進事業については，地権者等の合意が得られない場合，事業計画の見直し等が生じることから，土地収用制度による用地取得が可能となるよう収用適格事業化を求めます。

2 地方法務局の体制強化

国・県・被災市町が行う復旧・復興事業の本格化に伴い，事業用地取得に係る登記申請は，今後，激増・集中することとなるため，登記事務処理の長期化等による各種事業への影響が懸念されます。

このため，今後，事務が集中する期間中，法務局における事務官の増員等，復旧・復興事業の進捗に影響しないよう必要な対策を講じるよう求めます。

<財務省関係>

1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省再掲】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

＜文部科学省関係＞

1 原子力防災体制の再構築 【内閣府再掲】

福島第一原発事故については、国の総力を挙げて早期収束を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原発事故に係る検証結果を踏まえ、安全審査指針の見直し等抜本的な対策を早急に講じるよう求めます。また、女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原発の事故対応を通じた検証結果を踏まえ、関係機関での協議や防災訓練を常時開催することが可能で、かつ、原子力防災に必要な設備や機材等を備えるなど、法律要件を満たした原子力防災対策センター（オフサイトセンター）を早急に整備し、国の責任で万全な体制を構築するよう求めます。

さらに、震災で被災した女川原子力発電所周辺地域の安全確保のために不可欠な施設である宮城県原子力センターの解体及び再建に係る経費並びに地方自治体が原子力防災に係る資機材を購入するための経費については、既定の交付金の枠にとらわれず、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応

（1）風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償【内閣府，経済産業省再掲】

福島第一原発事故による損害は、県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであります。農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが、国の中間指針に明示されておりません。

そのため、損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じているほか、東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的なことから、本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって、著しく不利な状況となっています。

国においては、出荷制限指示等の対象となっている農林水産物に限らず、幅広い産業分野で風評被害が発生している実態を踏まえ、本県の全ての風評被害について、中間指針に明示するよう強く求めます。

さらに、東京電力株式会社に対し、本県の被害の実態を認識し、原発事故の原因者として指針に明示されていない損害についても幅広く責任を認め、十分に確実な賠償を迅速に行うよう強く指導することを求めます。

（2）自治体の被害対策経費に係る損害賠償 【内閣府，経済産業省再掲】

事故被害対策経費について、本県及び県内33市町では、東京電力に対して平成23年12月27日に損害賠償を請求したところですが、現在まで何の対応も見られないことから、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めます。

なお、県や市町村等が講じた事故被害対策経費については、指針において「被害

者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合」としている経費として、国が全額を速やかに負担した上で、同額を東京電力に対して請求する制度を創設し、損害賠償が行われるまでの県及び市町村等の財政負担の解消を図るよう求めます。

(3) 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施 【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品に係る損害賠償については、これまで再三にわたり要請してきたにもかかわらず、適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は、依然として杓子定規であり、賠償が合意されない品目も多く、また、現在行われている損害賠償手続きは、被害額を確定するために東京電力から要求される証明書類が膨大かつ難解であり、被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに、賠償の支払いが速やかになされないため、生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり、資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

国においては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対し、審査の簡素化・迅速化も含め、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払いに応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(4) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示 【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

県産農林水産物や加工食品の取引や売上等については、深刻な風評被害が生じていることから、平成24年9月14日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に風評被害に対する対象を明示するなどの要請を東京電力と国に対し行ったところですが、未だ実現していません。

現在、原子力損害賠償紛争審査会により、農産物の風評被害についての追加調査が行われていますが、県産農林水産物や加工食品に関する風評被害の実態を十分認識し、早急かつ具体的に中間指針に明示するよう求めます。

東京電力は、風評被害について、中間指針で賠償対象となる損害として認めているかどうかに関らず、被害者側の立証が事実上困難である対応を行うなど、極めて消極的な姿勢であることから、国においては、東京電力に対し、原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め、手続きを簡素化するとともに、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力

が十分な支払いに応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(5) 観光業に係る風評被害への対応

平成24年8月に国の原子力損害賠償紛争解決センターが示した総括基準では、本県の観光業の風評被害について、福島第一原発事故の影響が認められるとされ、また、10月には東京電力から本県の観光事業者の損害について原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、賠償内容が提示されたところです。

しかしながら、東京電力が行った賠償説明会などにおいて、観光事業者からは、賠償対象期間が1年間と短いことや東北域内の観光客の減少による減収分を損害から除外することについて、批判や不満の声が上がっております。

また、東京電力は賠償請求に当たり、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者に新たな負担を強いております。

つきましては、原発事故の起きた福島県の隣接県である本県の観光業への影響の実態を正しく認識し、中間指針に明示されている福島県、北関東3県と同様の内容で賠償するとともに、被害者である本県観光事業者に誠意をもって対応するよう、東京電力に対する強い指導を求めます。

(6) 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償 【経済産業省、国土交通省再掲】

福島第一原発事故に伴う港湾における放射線等の対策として、貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか、除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については、既に対応した経費を含め、全額を国庫負担もしくは原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、早急に東京電力が賠償するよう求めます。また、港湾運送事業者等が福島第一原発事故に起因して要した経費や損害についても、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、早急に東京電力が全額賠償することを指導するよう求めます。

(7) 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進 【環境省再掲】

放射性物質による影響等について、国民一人一人が正確に理解し、不安を解消することができるよう、国は、本県内に放射線・放射能に関する相談員を設置するほか、テレビコマーシャルや放射能情報誌の作成・配布をするなど、あらゆる広報の機会・手段を通じ、責任を持って、正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。また、森林や河川の泥質の除染、水産物汚染防止など新たな課題の解決に向け、国の研究機関での研究だけでなく民間や海外の研究機関との共同研究などによ

り国の総力を挙げて、県民が受ける放射線量の低減に向けた先進的な調査研究に取り組むよう求めます。

(8) 学校等における除染等 【環境省再掲】

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域以外の地域においても、線量が高い学校等もあることから、学校等における測定や除染等の具体的な措置を明確に示し、その措置に係る全ての経費を国庫負担又は東京電力による賠償とするよう求めます。

(9) 学校等における給食食材の安全確保

給食用食材の放射能検査については、検査設備整備に関する経費の補助だけでなく、食材の使用基準や食材を廃棄した場合の措置等の検査結果への対応を明確にした上で、県や市町村等が実施する検査に係る人件費、検査を委託した場合の委託費及び廃棄した食材等、全ての経費を国庫負担又は東京電力による賠償とするよう求めます。

3 医師確保対策の推進 【復興庁，厚生労働省再掲】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況です。

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

4 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

公立社会教育施設災害復旧補助金については、国の平成23年度予算で計上され、繰越しが認められていますが、平成25年度以降の予算措置は未確定です。

一方、津波により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転による再建は時間がかかることから復旧事業を平成25年度中に終えることはできない状況にあります。

社会教育施設の復旧には、今後も極めて多額の費用が必要となることから国庫支出金は、全ての施設の復旧事業が完了するまで継続するよう求めます。

5 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なるかさ上げ

私立学校の災害復旧費に対しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により1/2の国庫補助率となっています。

しかし、このたびの震災により私立学校は甚大な被害を受けており、現行の国庫補助率では、私立学校の負担が過大となります。平成23年度においては、現行の補助に加え、私立学校教育活動復旧費支援費として、災害復旧費の1/6を運営費補助に上乗せすることが認められたことにより、国庫支出金の実質的な補助率は2/3となりました。

平成24年度以降に災害査定を受け復旧を進める私立学校についても、平成23年度と同様に国庫支出金交付率の向上を図るよう要望します。

6 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、児童生徒が自ら死の危険にさらされたほか、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

今年度においては震災対応のために教職員の加配措置が認められ、他都道府県の教員派遣支援も受けながら、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援を行っており、継続的な対応が重要であることから、平成25年度以降においてもこの支援体制を維持するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害に鑑みれば、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配をこれまで同様に維持するよう求めます。

7 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設

大学が、東日本大震災の被災者に対し、入学金及び授業料の減免措置を実施した場合、「国立大学法人」及び「私立大学」については、「運営費交付金」又は「助成」が、平成23年度及び平成24年度において措置されていますが、依然として「公立大学」に対する国庫支出金制度の創設はされていません。

平成23年度については当該減免措置に対して、特別交付税が措置されましたが、引き続き、制度の創設を要望するとともに、少なくとも特別交付税が措置されるよう求めます。

8 学校における防災教育体制の整備

今回の震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めるとともに、学校教育における防災教育の位置付けを高めなければならないと考えています。

本県では、平成24年度から他県に先駆けて、学校における防災教育の充実や地域と連携した防災体制を整備するため、全ての公立学校に防災主任（拠点校には防災教育等を担当する主幹教諭）を配置（主幹教諭は加配措置）し、県単独の予算により手当を支給しています。

このため、防災教育等を担当する主幹教諭の配置拡大のための加配措置及び防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに、国において防災主任を制度化するよう求めます。

併せて、防災教育や被災した児童生徒の心のケアなどに対応する専門的な資質、能力を高めるため、中・長期的に教職員を養成する考えであり、それらに対する定数措置等の継続的な支援を行うよう求めます。

9 「東北メディカル・メガバンク計画」の実現に向けた財政措置の継続及び基金の創設

今回の東日本大震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねません。

このため、地域医療の復興の「核」となる医療人材の確保のための方策を早急に講じることが不可欠であり、医療に関する教育研究活動の充実を通じ人材を確保することが特に重要となっています。

この対策として、東北大学が中心となり、被災地において厳しい生活を強いられている地域住民の将来にわたる健康で安全・安心な生活の実現に向けた、長期的な視点による次世代医療の供給を可能とする「複合バイオバンク事業[※]」に取り組み、意欲ある多くの医療人材を引き付けることができる「東北メディカル・メガバンク計画」が平成23年度補正予算及び平成24年度予算において措置され、事業が開始されました。

計画の実現に向けては、中長期的に継続的・弾力的な支援が必要であることから、事業推進のための財政措置の継続及び「基金」の創設を求めます。

※個別化医療等の次世代医療の「礎」ともなる、個人の健康情報・診療情報、生体試料、ゲノム情報を一元的に解析・収集できる体制を構築するもの。

10 イノベーション推進拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備

震災からの産業復興を果たすとともに、我が国が今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ものづくり産業等におけるイノベーションを創出するなど、科学技術・産業技術の革新的振興を図ることが不可欠です。

そのためには、自動車関連産業など被災地域においてポテンシャルを有する技術分野の研究について、イノベーションの推進・研究を強力に支援する拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備が有効であります。

放射光と呼ばれる強力な電磁波を用いて物質の構造を詳細に分析する研究施設である当該施設の整備は、我が国のものづくり産業の国際競争力を高めるとともに、本県が掲げる富県戦略を進める上でも、企業誘致や新産業の創出などに結びつくものです。

さらに、震災からの復興のシンボルのひとつとなることから、当該施設の建設及び運営に要する予算の早期確保と本県への建設を求めます。

＜厚生労働省関係＞

1 応急仮設住宅の供与期間の延長及び契約手法等の簡素合理化

応急仮設住宅の供与期間については1年延長されることとなりましたが、復興住宅計画やまちづくりのスケジュールからも恒久住宅の整備には、なお数年を要する状況にあるため、相応の期間を単位とした更なる延長をされるよう求めます。また、民間賃貸住宅の借上げについては、商慣行や賃貸物件の需要の高まりなどから今後も1年のみの延長では貸主や不動産業界などから再契約の理解が得られないことが懸念されるため、最低2年単位の延長及び再契約する際の事務処理の軽減のため、現物給付ではなく金銭給付としての家賃補助制度を導入するなど、契約手法等の簡素合理化が図られるよう求めます。

なお、供与期間延長に伴う民間賃貸住宅の再契約時における貸主の事情等により再契約が困難となる場合やプレハブ仮設住宅の集約化等により転居を余儀なくされる被災者の転居に要する移転費用についても、災害救助法の対象とされるよう求めます。

2 サポートセンター運営と健康支援事業に対する継続的な財政支援

仮設住宅等での被災者生活支援のためのサポートセンター整備運営経費や、各種の健康支援事業に要する経費は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に積み立てられ措置されていますが、当該基金は平成24年度までとされています。

仮設住宅について設置期間の延長が認められたことから、生活の長期化に伴う様々な福祉ニーズへの対応のほか、地域包括ケアの重要な拠点としても、サポートセンターの新設を含めた継続的な取組が必要であり、支援スタッフも複数年雇用による安定した人材確保と育成が重要となります。

さらに、民間賃貸住宅等における入居者の健康状態の悪化が顕在化していることから、定期的な健康調査などの健康支援事業と併せて、保健師等の人材確保のための支援体制づくりを継続する必要があります。

以上のことから、当該基金の設置期限の複数年延長と、更なる積み増しを行うよう求めます。

3 被災者の心のケア対策充実のための障害者自立支援対策臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し

震災により、深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、今後、被災者のPTSDや鬱病、アルコール問題、自殺等の増加が懸念されております。そのため、被災者の震災による様々な心の問題を包括的に支援する心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」を平成23年12月に設置するとともに、平成24年4月には石巻及び気仙沼地区に「地域センター」を新たに設置し、地域の課題に合わせて被災沿岸地域への相談体制の充実を図っています。

「心のケアセンター」の運営及び被災地において精神科医療機関が実施するアウトリーチ支援等の事業については、障害者自立支援対策臨時特例基金に被災者心のケア支援事業等の創設及び積み増しにより財源が確保されましたが、基金の設置期限が平成24年度までとなっています。復興のためには、長期的な被災者の心のケアが非常に重要であることから、基金の設置期限を延長するとともに、基金の大幅な積み増しをされるよう求めます。

4 医師確保対策の推進 【復興庁，文部科学省】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況です。

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科，小児科，救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

5 緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）による生活福祉資金相談等体制整備事業及び社会的包摂・「絆」再生事業の継続

震災発生後、県では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）による基金を活用し、被災者の生活の復興を支援してきました。

平成24年度は、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付相談等の体制整備、被災者の見守り、相談対応等を行う生活支援相談員の配置、被災地の地域福祉を推進するNPO法人等への支援等の事業について、同基金を活用して実施しています。

被災者の生活支援に係る事業は中・長期的に継続することが必要となりますが、被災自治体の自主財源による事業の実施は困難であり、基金の設置期間を複数年で延長するとともに、十分な基金の積み増しをされるよう求めます。

6 震災等緊急雇用対応事業の拡充等【復興庁再掲】

震災等緊急雇用対応事業については、被災求職者の雇用機会を確保するとともに、被災者の生活支援や行政のマンパワー不足を補う役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。

しかし、現在の制度においては、平成25年度からの新規雇用や新規事業の実施が認められておらず、復旧・復興のための事業を進める上で支障となっていることから、現在、国の平成25年度予算概算要求で要求されている実施期間の延長と緊急雇用創出事業臨時特例交付金の500億円の積み増しについて、確実に実施されるよう求めます。

7 事業復興型雇用創出事業の制度拡充

事業復興型雇用創出助成金は平成23年11月21日以降に雇い入れた者が対象となっていることから、震災発生後から平成23年11月20日までの間に雇い入れた者が助成対象になっていません。業務の再開に早期に取り組み、被災者等を雇用した事業者が助成を受けられないのは不公平であるとの声が多数寄せられていることから、助成対象者に加えるよう求めます。また、この助成金は、平成24年度末までに事業を開始することが支給を受けるための要件となっていますが、地盤沈下の復旧対策がなかなか進んでいない沿岸地域などでは、平成24年度末までの事業の開始も極めて困難であることから、平成25年度以降に事業を開始した事業所も助成対象とするよう求めます。

8 「安心こども基金」の設置期限の延長、事業対象範囲の拡大・積み増し及び特例措置

安心こども基金については、国の平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費により一部の事業について、積み増しが行われ、平成25年度まで設置期限が延長されていますが、東日本大震災で被災した児童等に対する支援については、対象とされていないことから、これらの支援事業についても対象とするよう求めます。

また、震災からの復興に向けては、長期的、継続的な支援が必要であることから、基金の設置期限を中・長期的な視点から延長するとともに、基金事業の対象範囲の拡大及び必要となる財源の確実な積み増しを求めます。

さらに、この基金を財源とする保育所整備については、震災の影響により資材や人件費の高騰などを背景とした入札不調が生じ、入札不調を回避するための設計変更や、工事費の増大に伴う設置者の超過負担が生じるなど、東日本大震災の被災地特有の課題が顕在化していることから、東日本大震災の被災地に関する補助基準額を別途定めるなどの特例措置を講じるよう求めます。

9 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し

介護基盤緊急整備等臨時特例基金については、平成24年11月30日に閣議決定された経済対策第2弾における予備費の使用により、平成25年度までの1年間の延長と必要な積み増しが行われる見通しとなったところです。しかしながら、被災市町においては高台移転等による新たなまちづくりに向けた取り組みがようやく動き出したところであり、被災地域における地域包括ケア体制構築のための地域密着型特別養護老人ホームなどの地域介護基盤の整備や介護基盤復興まちづくり整備事業の推進には、まだ相

当の期間を要することが想定されることから、引き続き被災市町の実情に応じた財政措置の継続を求めます。

1 0 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助期間の延長

東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金は、国の平成23年度予算で措置され、平成25年度までの繰越しが認められていますが、被災施設の中には、現地再建が困難であり、移転場所の選定を含めた復旧完了まで相当の時間がかかることから、現行制度の枠組みの中で対応することが困難な状況となっている施設もあります。平成25年度予算概算要求の中では、平成25年度に復旧が予定されている社会福祉施設等の復旧費が計上されておりますが、全ての施設の復旧工事が完了するまで平成26年度以降も災害復旧に係る予算の確保を強く要望します。

1 1 介護給付費負担金等への財政的支援

東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずるよう求めます。

1 2 被災被保険者に対する介護保険料等減免措置への財政的支援

東日本大震災に伴う被災被保険者の介護保険料及び利用料の自己負担分の減免措置に対する特別の財政的支援については、平成24年9月末をもって終了したところですが、被災高齢者の生活再建には時間を要する一方で、保険者が減免措置を実施するためには多額の財政的負担を伴うことから、平成23年度と同様、国による全額補填措置を求めます。

1 3 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における減免措置等に対する財源措置

東日本大震災に伴う被災被保険者に係る保険料（税）及び一部負担金の減免措置に対する特別の財政的支援については、平成24年9月末をもって終了したところですが、被災者の生活再建には時間を要する一方で、保険者が独自に減免措置を行うためには多額の財政負担が必要なことから、これまでと同様、国による全額補填措置を求めます。

1 4 在宅の重症心身障害児（者）等の自家発電機の保有に対する国庫支出金交付制度の創設

国の平成23年度第1次補正予算において、震災等による電力供給不足を解消するた

め、人工呼吸器等を必要とする者が入所する施設に対して、自家発電装置整備費用について国庫支出金交付制度が創設され、また、平成24年度予算において、障害福祉サービス事業所等における防災拠点スペースに係る可搬式発電機の購入に対して国庫支出金交付制度が創設されましたが、在宅の重症心身障害児（者）等や在宅酸素療法者などの生命維持のため電力を必要とする者及びこれらが通所する施設については対象とされていないため、これらを対象とする新たな国庫支出金交付制度を創設されるよう求めます。

1 5 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発 【農林水産省再掲】

県産農林水産物への風評を払拭するため、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味や安全性について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

(2) 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援 【復興庁、農林水産省、経済産業省再掲】

放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について、東京電力に対し、十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、これに係らず、検査機器の整備や検査の実施に係る費用については、全額国庫負担とするよう求めます。

本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については、食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から、国が責任を持って、食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

1 6 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率のかさ上げ

東日本大震災では、保護者が死亡又は行方不明になり保護の必要な児童が多数確認されています。こうした児童については、新たに里親への委託や児童養護施設等への入所措置を行っているところではありますが、この措置費に係る地方負担が過大となることから、国庫負担金の交付率をかさ上げし、全額国庫負担とするよう求めます。

1 7 遠隔避難者に対する生活支援の充実 【内閣府、復興庁、総務省再掲】

このたびの震災により、居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており、特に、県外に避難をされた方々は、1年9か月を経過してもなお宮城県だけで8,709人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え、避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就

いたばかりであり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために、継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また、避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求めるとともに、被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう、全国避難者情報システムへの登録を促すなど、積極的な広報の実施を求めます。

18 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実強化

食品に含まれる放射性物質が健康に及ぼす影響や、基準値等について、依然として国民が正しく理解している状況とはいえ、一部では誤った理解に基づく風評被害が発生していることから、引き続き国が責任を持って広報等に取り組むとともに、正しい知識の普及啓発を図るための相談員の設置などの対策を積極的に推進するよう求めます。

19 被災地における保育士確保支援

被災地においては、保育士の確保が困難となっており、保育所で働く保育士の負担がより一層増す状況となっています。

現在、「安心こども基金」を活用した支援制度が講じられていますが、潜在保育士の掘り起こしや、具体の就業につなげる仕組み作りなどに対して、更なる支援の拡充を求めます。

20 災害公営住宅等における高齢者等の見守り体制整備のための財政支援

災害公営住宅等には、独居高齢者などの見守り支援が必要な被災者が多く居住すると考えられることから、孤立死等を防止するためにも、現在の仮設住宅サポートセンターと同様の支援体制を整備することが必要です。

シルバーハウジングなどの取組は長期間継続する必要がありますが、LSA（ライフ・サポート・アドバイザー）の人件費など多大な財政負担を伴うことから、県や市町においては介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した地域支え合い体制づくり事業等の活用を予定しているところです。

しかしながら、当該基金事業は期間が限定されたものであり、このような長期的・継続的な取組が必要な事業に対しては、基金事業終了後は財政負担が大きく県や市町での予算措置は困難であり、地域支援事業を活用した取組についても介護保険財政上の負担が大きく実施が困難です。このため、市町が行う必要な取組に対して、長期的な視点に立った財政措置を講じるよう求めます。

＜農林水産省関係＞

1 福島第一原発事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示等を受けた県産農林水産物に関する生産者等への十分かつ確実な賠償等の実施

イ 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施 【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品に係る損害賠償については，これまで再三にわたり要請してきたにもかかわらず，適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は，依然として杓子定規であり，賠償が合意されない品目も多く，また，現在行われている損害賠償手続きは，被害額を確定するために東京電力から要求される証明書類が膨大かつ難解であり，被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに，賠償の支払いが速やかになされないため，生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり，資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

国においては，原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って，これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し，東京電力に対し，審査の簡素化・迅速化も含め，十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，東京電力が十分な支払いに応じない場合においては，生産者や事業者の負担を軽減するため，国において，補助制度のあるものは拡充も含め，生産者等の負担が生じない形で，あらゆる損害に対して，国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 農業系廃棄物の処理 【経済産業省，環境省再掲】

現在公有地や農家敷地内で一時保管されている放射性物質で汚染された稲わら，牧草等の農業系廃棄物の処理については，国において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備するよう求めます。

農業系廃棄物の一時保管や処分に要した費用については，東京電力に対し，十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(2) 風評被害を受けた県産農林水産物に関する生産者等への十分かつ確実な賠償の実施

イ 県産農林水産物の風評被害の指針への明示 【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】

県産農林水産物や加工食品の取引や売上等については，深刻な風評被害が生じていることから，平成24年9月14日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に風評被害に対する対象を明示するなどの要請を東京電力と国に対し行ったところですが，未だ実現していません。

現在，原子力損害賠償紛争審査会により，農産物の風評被害についての追加調査が行われていますが，県産農林水産物や加工食品に関する風評被害の実態を十分認識し，早急かつ具体的に中間指針に明示するよう求めます。

東京電力は，風評被害について，中間指針で賠償対象となる損害として認めているかどうかに関らず，被害者側の立証が事実上困難である対応を行うなど，極めて消極的な姿勢であることから，国においては，東京電力に対し，原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め，手続きを簡素化するとともに，十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，東京電力が十分な支払いに応じない場合においては，生産者や事業者の負担を軽減するため，国において，補助制度のあるものは拡充も含め，生産者等の負担が生じない形で，あらゆる損害に対して，国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発 【厚生労働省再掲】

県産農林水産物への風評を払拭するため，今後も国の責任で，首都圏をはじめ全国の消費者，流通関係者，食品関係事業者等に対し，食品の基準値の意味や安全性について，正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

(3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援 【復興庁，厚生労働省，経済産業省再掲】

放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について，東京電力に対し，十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，これに係らず，検査機器の整備や検査の実施に係る費用については，全額国庫負担とするよう求めます。

本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については，食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から，国が責任を持って，食肉衛生検査と一体となった検査

体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 森林や立木の汚染実態の調査 【復興庁，環境省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては，福島県では県全域で国により実施されていますが，本県は国庫補助事業により県が実施しています。また，国庫補助の対象は汚染状況重点調査地域に限られており，県では県民の不安を払拭するため，それ以外の地域でも独自に調査を実施しています。

このモニタリングについては，林産物生産者の安全や消費者の林産物に対する安心を確保するため，本来，福島県と同様に国が実施すべきものであり，県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。

ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化 【復興庁，経済産業省，環境省再掲】

県内のほぼ全域で牧草地の除染が必要となっており，農家などが実施する反転耕等の費用について，やむを得ず本県独自の貸付制度を創設して対応しているところ

です。農家などが実施した除染対策に係る費用については，東京電力に対し，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，これに係らず，国においても，牧草地の除染対策を生活圏の除染対策と平行して進められるよう十分かつ確実に予算を確保し，再除染に係る費用を対象とするなど，現行の事業の拡充も含め，より柔軟に対応するよう求めます。

二 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策 【復興庁，経済産業省，環境省再掲】

福島第一原発事故に伴う放射性物質の海洋への放出・流出により，本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから，将来にわたり，徹底した施設設備の管理を図り，今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに，陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように，国として万全の対策を講じるよう求め

ホ 経営再開等に向けた生産者支援 【復興庁，経済産業省再掲】

安全な農林水産物を供給する生産基盤や施設の整備など，放射性物質の影響により新たに必要となった対策については，東京電力に対し，生産者や事業者が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するとともに，国においても経営再開に係る事業を幅広く創設するよう求め

ます。また、安全な特用林産物の生産に必要な施設整備等を行う特用林産施設等体制整備事業については、経営体力が低下している生産者の負担軽減のため、全額国庫による支援とするとともに、個人経営者や企業も補助対象とするよう強く求めます。

へ 県産農林水産物の販路回復への支援 【復興庁，経済産業省再掲】

国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。

東京電力に対しては、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても、賠償対象の基準として認め、十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

2 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保 【復興庁，総務省再掲】

東日本大震災の発生により、多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は、大地震や大津波により壊滅的な被害を受け、災害復旧事業により平成27年度をめどに復旧することとしていますが、漁港区域内には、これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため、新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため、平成24年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成25年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに、防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり、地域住民からも強い要望があることから、防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については、地域の実情に即した、より柔軟な制度とするよう求めます。

3 東日本大震災農業生産対策交付金の十分かつ確実な予算の確保 【復興庁再掲】

本県の農業生産力の早期回復については、共同利用施設の復旧及び再編整備並びに営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質吸収抑制対策等を計画的に進めることが必要です。

農地の復旧完了に伴う作付けの順次再開に伴い、今後も継続した事業要望が見込まれますが、平成23年度に国が創設した東日本大震災農業生産対策交付金において、平

成24年度の国予算額は29億円と、前年度の341億円と比べ、1/10以下に大きく削減されました。

東日本大震災農業生産対策交付金は、農業者組織や農協などが事業主体となった臨機応変な取組を引き続き支援するのに不可欠であることから、平成25年度以降も事業要望に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また、地域の実情に合わせ、個別農業者の営農再開が可能となるよう畜舎等の機械施設におけるリース要件の緩和や、酪農での対象施設を共同利用フリーストールパーラーに限定することなく、つなぎ飼養方式も対象とするなど、より柔軟な採択要件への見直しを求めます。

4 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援 【復興庁、総務省再掲】

震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等で回収処理を進めていますが、機械が届かない深い場所にあるガレキは回収が困難であるとともに、海の特異性上、海域全体の把握が困難であり、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけの後などに漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については平成25年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成25年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを従来から稼働しているクリーンセンター等で処分する場合に必要な費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

5 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援 【復興庁再掲】

今回の震災では、漁船、漁具、養殖施設及び水産加工業者等の保有する施設等、多くの生産基盤が壊滅的な被害を受けました。これらの漁船や施設の修繕や整備のための支援策が講じられていますが、県内の造船所も被災し、新船建造の需要に対応する生産能力が十分回復していません。また、水産加工流通関連の施設整備についても、地盤沈下した用地のかさ上げと合わせた一体的な整備が必要です。こうしたことから、これらの水産業の復興のための継続的な予算措置をされるよう求めます。

6 被災農家の経営再開に対する継続的な支援 【復興庁再掲】

被災している農家に対する収入確保のための被災農家経営再開支援事業については、被災の度合いにより農地の復旧が遅れる地域もあることから、平成25年度以降も事業を継続されるよう求めます。

7 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

8 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援 【復興庁再掲】

東日本大震災で被災した農林漁業者に対する制度資金等による金融支援策については，平成23年度から無利子化や償還期限の延長，無担保・無保証人化，保証料負担の軽減などが図られ，併せて独立行政法人農林漁業信用基金の経営基盤強化が行われているところです。

これらの事業については，従来から，いまだ復旧途上にある被災農林漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしており，今後も相当の資金需要が見込まれることから，平成25年度以降も事業を継続するとともに必要に応じて拡充されるよう求めます。

9 海岸防潮堤（治山施設）の復旧に伴う用地買収に係る十分かつ確実な予算の確保 【復興庁再掲】

今回の大津波により被災した治山施設の海岸防潮堤は，発生頻度の高い津波への対策として示されているレベル1の高さで復旧することとしています。堤高の嵩上げに伴う堤体敷の大幅な拡大により，広範囲な用地の買収が必要となっていることから，国においては十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

＜経済産業省関係＞

1 「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」、 「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」の継続等 【復興庁再掲】

これまで宮城県において、89グループ1,694事業者が約1,471億円の本補助金を受け、復旧にまい進しており、県としては、本事業を県内被災企業に対する復旧支援の中核的な事業と位置づけ、重点的に取り組んでいます。

本補助金の財源として予備費801億円を増額する閣議決定により、現在、公募締め切りを2回に分け、第6次募集を行っているところですが、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限が解除されず、また、地盤沈下によるかさ上げやその他の公共工事等が完了せず、これから本格的な復旧整備に着手する被災事業者も多数あり、本補助金のニーズは依然として高く、第6次募集以降に申請に至る事業者も見込まれることから、本補助金の継続的な実施と十分な予算の確保を求めます。さらに、沿岸部の商工会についても、移転先のめどが立たないなどの理由により事業着手までに時間を要することから、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続的な実施を求めます。

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示等を受けた県産農林水産物に関する生産者等への十分かつ確実な賠償等の実施

イ 生産者等への十分かつ確実な賠償の実施 【復興庁、文部科学省、農林水産省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品に係る損害賠償については、これまで再三にわたり要請してきたにもかかわらず、適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は、依然として杓子定規であり、賠償が合意されない品目も多く、また、現在行われている損害賠償手続きは、被害額を確定するために東京電力から要求される証明書類が膨大かつ難解であり、被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに、賠償の支払いが速やかになされないため、生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり、資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

国においては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対し、審査の簡素化・迅速化も含め、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払いに応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を

行うよう求めます。

ロ 農業系廃棄物の処理 【農林水産省，環境省再掲】

現在公有地や農家敷地内で一時保管されている放射性物質で汚染された稲わら，牧草等の農業系廃棄物の処理については，国において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備するよう求めます。

農業系廃棄物の一時保管や処分に要した費用については，東京電力に対し，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(2) 県産農林水産物の風評被害の指針への明示 【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】

県産農林水産物や加工食品の取引や売上等については，深刻な風評被害が生じていることから，平成24年9月14日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に風評被害に対する対象を明示するなどの要請を東京電力と国に対し行ったところですが，未だ実現していません。

現在，原子力損害賠償紛争審査会により，農産物の風評被害についての追加調査が行われていますが，県産農林水産物や加工食品に関する風評被害の実態を十分認識し，早急かつ具体的に中間指針に明示するよう求めます。

東京電力は，風評被害について，中間指針で賠償対象となる損害として認めているかどうかに関らず，被害者側の立証が事実上困難である対応を行うなど，極めて消極的な姿勢であることから，国においては，東京電力に対し，原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め，手続きを簡素化するとともに，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，東京電力が十分な支払いに応じない場合においては，生産者や事業者の負担を軽減するため，国において，補助制度のあるものは拡充も含め，生産者等の負担が生じない形で，あらゆる損害に対して，国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(3) 検査体制・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 県産農林水産物に関する放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の充実支援 【復興庁，厚生労働省，農林水産省再掲】

放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について，東京電力に対し，十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，これに係らず，検査機器の整備や検査の実施に係る費用については，全額国庫負担とするよう求めます。

本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については，食肉の安全性確保

と検査の効率性の観点から、国が責任を持って、食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 除染・吸収抑制対策等の充実強化 【復興庁，農林水産省，環境省再掲】

県内のほぼ全域で牧草地の除染が必要となっており、農家などが実施する反転耕等の費用について、やむを得ず本県独自の貸付制度を創設して対応しているところ
です。

農家などが実施した除染対策に係る費用については、東京電力に対し、十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、これに係らず、国においても、牧草地の除染対策を生活圏の除染対策と平行して進められるよう十分かつ確実に予算を確保し、再除染に係る費用を対象とするなど、現行の事業の拡充も含め、より柔軟に対応するよう求めます。

ハ 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策 【復興庁，農林水産省，環境省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により、本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設設備の管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

ニ 経営再開等に向けた生産者支援 【復興庁，農林水産省再掲】

安全な農林水産物を供給する生産基盤や施設の整備など、放射性物質の影響により新たに必要となった対策については、東京電力に対し、生産者や事業者が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め、十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するとともに、国においても経営再開に係る事業を幅広く創設するよう求めます。また、安全な特用林産物の生産に必要な施設整備等を行う特用林産施設等体制整備事業については、経営体力が低下している生産者の負担軽減のため、全額国庫による支援とするとともに、個人経営者や企業も補助対象とするよう強く求めます。

ホ 県産農林水産物の販路回復への支援 【復興庁，農林水産省再掲】

国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。

東京電力に対しては、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても、賠償対象の基準として認め、十分確

実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(4) 風評被害を含む全ての損害に係る損害賠償【内閣府，文部科学省再掲】

福島第一原発事故による損害は，県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであります。農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが，国の中間指針に明示されておりません。

そのため，損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じているほか，東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的なことから，本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって，著しく不利な状況となっています。

国においては，出荷制限指示等の対象となっている農林水産物に限らず，幅広い産業分野で風評被害が発生している実態を踏まえ，本県の全ての風評被害について，中間指針に明示するよう強く求めます。

さらに，東京電力株式会社に対し，本県の被害の実態を認識し，原発事故の原因者として指針に明示されていない損害についても幅広く責任を認め，十分に確実な賠償を迅速に行うよう強く指導することを求めます。

(5) 自治体の被害対策経費に係る損害賠償 【内閣府，文部科学省再掲】

事故被害対策経費について，本県及び県内33市町では，東京電力に対して平成23年12月27日に損害賠償を請求したところですが，現在まで何の対応も見られないことから，東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めます。

なお，県や市町村等が講じた事故被害対策経費については，指針において「被害者支援等のために，加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合」としている経費として，国が全額を速やかに負担した上で，同額を東京電力に対して請求する制度を創設し，損害賠償が行われるまでの県及び市町村等の財政負担の解消を図るよう求めます。

(6) 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【文部科学省，国土交通省再掲】

福島第一原発事故に伴う港湾における放射線等の対策として，貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか，除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については，既に対応した経費を含め，全額を国庫負担もしくは原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで，早急に東京電力が賠償するよう求めます。また，港湾運送事業者等が福島第一原発事故に起因して要した経費や損害についても，原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで，早急に東京電力が全額賠償することを指導するよう求めます。

3 金融対策に係る支援の継続

被災地においては依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況にあることから、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成25年度以降においても継続するとともに、中小企業金融円滑化法の一定期間延長又は同法が失効した場合における支援策の充実など、被災地の実情を踏まえた対策を講じるよう求めます。

また、信用補完制度の円滑な運営には、信用保証協会の経営基盤の安定が不可欠ですが、今後、代位弁済による財政負担の増加が懸念されることから、信用保証協会の損失を補償する全国信用保証協会連合会基金や信用保証協会の制度改革促進基金への造成費補助を拡充するなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化に引き続き配慮するよう求めます。

4 二重債務問題対策に係る支援の継続

宮城産業復興機構による債権買取は、平成24年11月末現在で21件にとどまっており、今後、二重債務問題への対策をこれまで以上に強力に推進する必要があります。そのため、宮城県産業復興相談センターの機能強化を図るとともに、その安定的な運営を図る上で必要となる財政措置を来年度以降も継続するよう求めます。

また、利用者の利便性を損なうことのないよう、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興機構及び宮城県産業復興相談センターとの連携強化について十分に配慮されるよう求めます。

5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設 【復興庁再掲】

国の平成25年度予算概算要求において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されていますが、本県は津波浸水面積や死者・行方不明者が全体の過半を占めるなど震災の被害を最も受けているとともに、福島第一原発事故による風評被害が今なお続いています。

つきましては、復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、十分な予算措置の下、創設されるよう求めます。また、津波被害の甚大な地域では、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を10年間とするよう求めます。

また、補助対象業種に関して、被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては、被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めます。

なお、事業の実施に当たっては、補助金の交付先について、津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し、特定の地域に偏って配分することがないよう求めます。

6 被災地の復興まちづくりに必要な商店街形成支援 【復興庁再掲】

震災により甚大な被害を受けた市町村では、今後、仮設住宅で暮らしている人々の集団移転地の開発や、津波により壊滅した市街地の再整備など、大規模なまちづくり計画が進められます。

こうした新たな街において人々が豊かに暮らし、地域の復興を着実に進めるためには、生活利便性や地域コミュニティの維持に欠かせない商業機能の整備が不可欠です。

一方、現在仮設店舗等で暫定的に事業を再開し、まちづくりに合わせて本格復旧を望んでいる地域商店街の商業者にとっては、店舗を再築するための金銭的負担は極めて大きく、このままではこれら商業者の事業継続が危ぶまれるばかりか、商業機能整備の遅れによりまちづくり計画そのものに影響が生じる恐れがあります。

こうした状況の下、国においては、平成25年度予算概算要求で「被災地域商業復興支援事業費」を事項要求されていますが、まちづくりの重要な要素である商業機能の整備に当たっては、地域の実情を最もよく知る市町村の主体性が発揮され、地域固有の事情にきめ細かく対応していくことが重要です。

つきましては、当該事業の制度設計に当たっては、基礎自治体である市町村が一定の役割と責任を果たせるようなものとし、市町村が描く復興事業計画に基づく商業機能の集積に必要な施設等の整備に対する支援制度として創設されるよう求めるとともに、地方自治体の財源負担については国の財政支援を講じるよう求めます。

7 旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助の追加支援措置

東日本大震災に起因する亜炭鉱採掘跡の陥没被害に係る復旧事業費については、「旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助」が国の平成23年度第1次補正及び第3次補正で予算措置されましたが、今回の震災及びその後の度重なる余震等により依然として亜炭鉱採掘跡の陥没被害が続いている状況にあることから、復旧に要する事業費不足が予測され、事業費に充てる「特定鉱害復旧事業等基金」の更なる積立が必要となっています。

このことから、「旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助」による追加支援措置を講じるよう求めます。また、この場合に、平成23年度第1次補正及び第3次補正で措置された国庫補助の仕組みと同様に、県から指定法人への補助金を全額国庫補助とするよう求めます。

8 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省，環境省再掲】

現在、平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し、復旧・復興事業を進めていますが、災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、さらに、被災市町村におい

て家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について、事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の要件緩和が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお、平成25年度への事故繰越については、財務省から各種簡素化が図られる旨、発表されたところですが、官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど、更なる省力化を求めます。また、通常の公共事業においても、復旧・復興需要の高まりにより、明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから、同様の措置を講じるよう求めます。

9 工業用水道施設の耐震化等加速化工事に係る補助制度の予算化

現在の工業用水道施設の多くは建設から40～50年を経過し、老朽化による漏水事故が急増するなど、本格的な施設の更新時期を迎えつつあります。更に東日本大震災では、甚大な施設破損が発生し、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応等が急務となっております。また、現行の補助制度における事業規模による採択要件の下では、本県の工業用水道事業は補助金を受けられない状況にあります。

これらの状況を踏まえ、経済産業省において、工業用水道施設の耐震化等加速化工事に関する補助制度を創設し、この度工業用水道事業関連予算として、平成25年度概算要求に計上されたところです。

つきましては、工業用水道施設の耐震化等加速化工事に関する補助制度の平成25年度の予算化を強く求めます。

10 スマートコミュニティの導入促進による復興の地域づくり支援

平成23年度補正予算「スマートコミュニティ導入促進事業」では、東日本大震災の被災地におけるスマートコミュニティの導入に対する格別の御支援をいただき、宮城県内においても4カ所で事業採択をいただいたところです。

現在、宮城県内各地では、エネルギーの利用効率を高めるスマートコミュニティによる復興の地域づくりに対する機運が高まっているものの、実際の地域づくりに着手するまで、なお時間を要している地域が大多数を占めている状況です。

つきましては、平成23年度補正予算「スマートコミュニティ導入促進事業」のように、これから復興の地域づくりを進めようとしている多くの被災地を対象とした、スマートコミュニティの導入に関する格別の御支援をくださるよう求めます。

＜国土交通省関係＞

1 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

現在，平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，さらに，被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう，必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお，平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど，更なる省力化を求めます。また，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

2 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除及び国直轄災害復旧事業に係る直轄事業負担金の免除

現行制度上，公共土木施設の災害復旧費に対しては，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2/3の国庫負担があり，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度のかさ上げが可能となっています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており，現行の国庫負担率では地方負担が過大になることを勘案頂き，平成24年度までの地方負担については震災復興特別交付税の対象としていただきました。引き続き，平成25年度以降の災害復旧事業期間中についても，継続して対象としていただくとともに，改良復旧事業等についても災害復旧事業と同等の措置を講じられるよう求めます。

併せて，国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金を免除されるよう求めます。

3 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保

三陸縦貫自動車道等の高規格幹線道路をはじめとする広域道路網は，今回の大震災で救急救命活動や緊急物資輸送など「命の道」として重要な役割を果たしており，そ

の整備促進は、今後も懸念される大災害への備えとして極めて重要です。また道路は、県土の復興、防災機能の強化及び地域経済の発展の図る上で最も基本的な社会基盤であり、「富県宮城」の政策の下、自動車関連産業の集積が進む本県においては、一日も早い産業復興が望まれており、産業活動を支える物流機能の回復・強化は喫緊の課題です。

一方、高度経済成長期に集中的に整備を進めてきた橋梁やトンネル等の道路構造物については、急速に老朽化が進んでいることから、これらの道路ストックの維持管理・更新が大きな課題となっております。

本県では、大震災を踏まえ大規模災害時における「防災道路ネットワークの強化」を図るため、沿岸部の縦軸や沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸の強化及び、隣接県と結ぶ県際道路の整備等重点的に実施するとともに、道路ストックの維持管理・更新及び、橋梁の長寿命化対策など予防保全対策等「みやぎ型ストックマネジメント」を推進することとしております。

つきましては、被災地域の復興、防災機能の強化、地域経済の発展を図るため、特に次に示す事業について重点的に整備を推進するとともに、内陸部も含めた県全体の整備に必要な予算確保及び、直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じられるよう求めます。

(1) 高規格幹線道路の整備促進

- イ 三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路の未整備区間の整備促進
- ロ 石巻矢本道路の4車線化の整備促進
- ハ (仮)多賀城ICを含む仙塩道路4車線化の整備促進
- ニ 石巻北ICの整備促進
- ホ 仙台松島有料道路(宮城県道路公社管理)4車線の整備支援
- ヘ 仙台都市圏高速環状ネットワークにおける早期管理一元化(仙台南部道路の東日本高速道路株式会社への移管)に向けた支援
- ト 仙台北部道路の整備促進、並びに4車線化の早期事業化
- チ 常磐自動車道の整備促進

(2) 地域高規格道路の整備促進

- イ みやぎ県北高速幹線道路(Ⅱ期区間)の整備支援
- ロ みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ期区間及びⅣ期区間)の平成25年度新規事業化
- ハ 石巻新庄道路の計画路線への早期指定及び早期事業化

(3) 県際道路等の整備促進

- イ 国道108号花淵山バイパス(直轄権限代行事業)の整備促進
- ロ 国道108号古川東バイパスの整備促進
- ハ 国道108号石巻河南地区の復興支援道路としての平成25年度新規事業化
- ニ 国道115号阿武隈東道路の整備促進
- ホ 国道347号の整備支援
- ヘ 国道349号の国直轄事業も含めた早期の事業化
- ト 国道398号の防災対策の強化支援

- チ (主) 岩沼蔵王線の整備支援
- (4) 離島関連事業の整備支援
 - イ 大島架橋及び(一)大島浪板線の整備支援
- (5) 道路ストックの維持管理・更新及び予防保全対策に要する必要な予算の確保

4 港湾の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫支出金交付率かさ上げ

東北地方唯一の国際拠点港湾「仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区及び松島港区）」は、県内のみならず、東北地方の産業を支える国際物流拠点として重要な役割を果たしております。港湾の整備促進は、高速道路や空港と並び、今回の大震災で疲弊した地域産業の復興や新たな産業の集積・振興を力強く支える広域物流基盤として必要不可欠であります。

「富県宮城の実現」の政策の下、自動車産業や高度電子機械産業などものづくり産業の集積が進んだことにより、各港区においては、取扱貨物量の増加や船舶の大型化への対応が急務となっております。

仙台港区においては、バルク貨物とユニット貨物との混在による非効率な荷役やバラ貨物船及びコンテナ船の大型化への対応が課題となっており、新たな大型バルクふ頭や大型コンテナふ頭の整備が求められております。

石巻港区においては、船舶の大型化に対応するため整備された大水深岸壁において、長周期波の影響を低減し、船舶係留の安全性を確保することで、より一層荷役効率を向上させるため、防波堤の整備促進が求められております。加えて主要貨物である飼肥料関連のバルク貨物の輸送効率向上のため大型貨物船が入港できるふ頭整備が必要となっております。

一方、今回の大震災で発生した津波では、漂流船舶や流出した港湾取扱貨物が背後地の住宅等への二次被害を誘発し、避難行動及び救助活動、緊急物資輸送等に支障を来す事態が発生しました。津波による港湾取扱貨物等の保全・流出防止を図り、臨海部産業と住民の暮らしを守る災害に強い臨港地区及び港湾背後地を形成することもまた港湾行政の喫緊の課題であります。

これらの課題に迅速に対応し、宮城及び東北地方の震災からの復興・発展や「富県宮城の実現」を強力に推し進めるため、下記の施策を早期に実施することを求めます。また、加速的な施設整備の促進に伴い、県の財政負担が大幅に増加することから、直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げに加え、復興事業と一体となって県が実施する港湾施設整備事業（港湾関係起債事業）において、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業」と同様に一般会計からの繰り出しを認めるとともに、繰り出しに対する特別交付税措置を講ずるなど、県財政負担を軽減する措置を引き続き講じられるよう求めます。

- (1) 自動車産業をはじめとする東北地方の産業集積を支援する仙台塩釜港（仙台港区）の整備促進
 - イ 高松ふ頭（水深14m）整備事業を促進すること。
 - ロ 高松ふ頭（水深14m）の整備に伴い必要となるポートサービス船の収容施設

(栄船だまり) 整備事業を新規採択すること。

ハ 高砂ふ頭(水深15m~) 整備事業を早期に着手すること。

(2) 地域の産業基盤である仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進

イ 防波堤(南)・(西) 整備事業を促進すること。

ロ 日和ふ頭(水深11m) 整備事業を新規採択すること。

(3) 災害に強い臨港地区及び安全・安心な港湾背後地を形成するための津波多重防護施設の整備推進

イ 仙台塩釜港(仙台港区) 臨港地区からの津波による港湾取扱貨物の保全・流出防止及び避難路等の確保のための施設整備事業を新規採択すること。

5 仙台空港を核とした地域活性化の推進

国においては、空港本体と空港ビル会社等の空港関連事業の経営を一体化させるとともに、運営を民間へ委託する空港経営改革の具体化が進められております。

こうした動きを踏まえ、宮城県では、震災からの本格復興を目指し、仙台空港を核とした地域の活性化に向け、民間企業を交えた検討会を設置し、官民連携による仙台空港の経営一体化や空港周辺の開発の方向性について検討を進めております。

この検討会での議論を踏まえ、昨年10月に仙台空港の経営改革に関する県の考え方、空港運営権者への期待及び国への要望をとりまとめた「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を作成したところです。

つきましては、仙台空港の経営改革に際しては、本基本方針を踏まえた実施方針を作成くださるようお願いいたします。また、今後は、経営一体化に向けた具体的な作業が必要となることから、専門家等からのアドバイスを受けながら取組が進められるよう財政的支援をはじめとした積極的な協力をお願いするとともに、仙台空港の民間への運営委託を実現するためにも、関係法案の早期成立を求めます。

6 災害公営住宅整備事業に対する財政支援の継続

宮城県では東日本大震災により生活基盤となる住まいを失った県民に対して、早期かつ円滑に恒久的な住宅を整備し、今後の生活のイメージやビジョンを持てるように、その道筋となる「宮城県復興住宅計画」を策定し、その中で、災害公営住宅の整備については、平成23年度から着手し、平成27年度までに約15,000戸を整備することとしております。

このことから、被災者の安定した生活環境を早期に整備するためにも、平成25年度以降についても災害公営住宅整備等に関する十分な予算措置を継続して実施されるとともに、災害公営住宅の入居者は、特に高齢者が多くなることが想定され、従来の公営住宅よりも高齢者に配慮した仕様が求められることなどから、建設費の特例加算等の更なる充実及び災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業の一括配分など復興交付金交付事務の簡素化を求めます。

特に、災害公営住宅の用地取得造成費については、平成25年度までの歳出予算に係

るもののみ国費の補助を行うこととされていますが、被災市町では、復興計画や被災者の意向調査などを踏まえ、災害公営住宅の建設地を決定し、地権者との交渉等条件が整った場所から事業着手している状況であり、平成25年度中に全ての用地を取得し、造成工事に着手できる状況にはないことから、災害公営住宅の用地取得造成費に対する国庫支出金については、平成26年度以降も継続されるよう求めます。

また、災害公営住宅整備事業に係る小規模の公共用地取得についても、緊急性・公共性に鑑み、譲渡所得5,000万円の特別控除の特例措置の対象とすることを求めます。

さらに、災害公営住宅の入居資格について、住宅減失要件の緩和とこれに伴う災害公営住宅の整備費及び家賃の補助に係る財政措置を講じるよう求めます。

7 地震に伴う地盤沈下に対する対策の推進

東日本大震災により広域的な地盤沈下が生じたことで、沿岸域の治水安全度が低下しています。現在、沿岸域においても復旧事業が進められておりますが、治水安全度の向上には、上流域における河川総合開発事業の推進等が重要であり、上下流一体となった総合的な治水対策を推進する必要があります。

(1) 総合的治水対策の推進

災害復旧事業や復興関連事業はもとより、その他の河川改修事業や河川総合開発事業の円滑な推進が図られるよう求めます。

特に、筒砂子ダム（鳴瀬川総合開発事業と検討の場を合同開催）及び川内沢ダムについては、早期に検証作業を終えることができ、事業の進捗がなされるよう求めます。

(2) 国庫支出金交付率のかさ上げと直轄負担金の減免

災害復旧事業や復興関連事業のみならず、河川改修及び河川総合開発事業における現行国庫支出金交付率の大幅なかさ上げや総合的な洪水防御対策に係る国直轄事業における負担金を免除されるよう求めます。

(3) 復興交付金事業として行われる地盤沈下対策としての下水道（雨水）事業費全額に対する繰出及び震災復興特別交付税の措置【復興庁，総務省再掲】

復興交付金を受けて行う下水道の復興事業については、一定の割合を一般会計から繰り出すことができるとされ、当該繰出額については震災復興特別交付税が措置され、残りの公営企業負担分については通常の公営企業債を充当することが想定されています。

下水道における通常の建設事業については、雨水施設及び汚水施設の整備事業を区分けせずに、地方財政措置が講じられており、東日本大震災に係る措置も同様となっています。

しかしながら、沿岸地域において地盤沈下の影響が大きく、復興事業のうち内水排

除対策として行う雨水施設の事業費割合とその額が非常に大きくなっています。

雨水事業の経費については、雨水公費の原則により、全額一般会計から繰り出すこととされており、現在の措置のままでは一般会計に多大な負担がかかることが懸念されるため、復興交付金を受けて行う雨水施設整備事業については、その全額を繰出の対象とし、当該繰出額について震災復興特別交付税を講じるよう地方財政措置の拡大を要望します。

8 復旧・復興事業における施工確保

(1) 技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和

土木一式工事における技術者の専任を必要とする対象工事の請負金額について、技術者を有効活用するため、「2,500万円」を「1億円」とするよう求めます。

(2) 実勢価格を反映できる積算手法の設定

イ 実勢価格を反映した設計労務単価の改定

設計労務単価については、平成24年2月と6月に単価改定がされたところですが、建設業界団体調査による労務単価とはかい離があることから、引き続き実勢価格を適正に反映した設計労務単価への改定を求めます。

ロ スライド額算定事務の簡素化

「インフレスライド」は労務単価改定の都度に工事出来高数量の確認を要し、「単品スライド」は資材の購入実績を証明する資料を必要とすることから、受発注者ともに煩雑な事務処理に膨大な労力と時間を要することから、スライド算定事務の簡素化を図るための仕組みを検討していただくよう求めます。

(3) 作業員の宿舎対策支援

建設業界団体等が様々な作業員の利用が可能な仮設宿舎を建設する場合について、建設・管理・運営・解体などに係る費用を支援する補助制度等を新たに設けていただくよう求めます。

(4) 資材確保のための支援

イ 直轄工事におけるプラント等の設置

生コンクリートやアスファルトといった施工箇所の近くで調達する必要がある材料について、国が実施する大規模工事に当たっては、県・市町村・民間の復旧・復興工事に影響が出ないように独自にプラント等を設置するなど、資材の安定供給の確保に対する支援を求めます。

ロ プラント設置に係る補助制度等の新設

生コンクリートやアスファルト及び骨材等の資材の安定供給を確保するため、需要に対して供給能力が不足する地域においてプラント等を県や市町村又は民間事業者が設置する場合、その費用を支援する補助制度等の新設を求めます。

ハ 骨材等の広域調達支援

安定的な資材供給を図るため、生コンクリートの材料となる骨材や海岸工事における捨石、地盤かさ上げのための土砂などについて、地元で不足する場合には、広域的な調達場所の確保について国で調整を行うよう求めます。

9 中核的な広域防災拠点の整備 【内閣府，総務省再掲】

広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。

また、都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

10 高速道路のサービスエリア等の防災機能強化や新たな施設整備

今回の東日本大震災においては、沿岸の高速道路が堤防としての役割や避難先として有効である事が確認されたことから、沿岸市町の復興まちづくり計画においては、サービスエリアやパーキングエリアを防災拠点として活用することを検討しております。

高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転者の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用備蓄倉庫の整備等、防災機能を合わせ持った避難施設として活用することは非常に重要であると考えております。

以上のことから、沿岸自治体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のサービスエリアやパーキングエリアを活用するほか、新たな施設整備されるよう求めます。

11 復興祈念施設の整備

東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることから、国と地方が連携して、犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とした、復興祈念施設を整備するための検討・調査費が平成25年度概算要望に計上されたところです。

復興祈念施設の検討に当たっては、その施設規模や整備内容について、被災市町をはじめ県民の想いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに、国内最大の被災地であり、国民が追悼や鎮魂、津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市に、管理も含め全額国費で設置することを求めます。

さらに、各市町による復興祈念公園の整備に関する取組について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

1 2 災害危険区域における災害復旧事業（都市公園）の柔軟な実施 【復興庁再掲】

災害復旧事業は、原則現位置に原形復旧することが原則となっているところですが、災害危険区域内における都市公園の公共施設の災害復旧については、市町のまちづくり復興計画を踏まえ、場所を変えて復旧する場合においても災害復旧事業または復興交付金事業の対象となるよう制度を拡充されるよう求めます。

1 3 被災市街地復興土地区画整理事業の事業促進への財政支援【復興庁再掲】

被災市街地復興土地区画整理事業において、夜間人口40人/ha以上の地区については、土地の嵩上げ費用が補助対象となっていますが、防災集団移転促進事業の移転跡地など非居住系の用途となる地区については、一件毎に査定された上で、効果促進事業により嵩上げが認められています。

しかしながら、産業系用途の地区の嵩上げについては、被災市町の負担になると脆弱な財政基盤を圧迫することから、早期の事業着手が可能となるよう、地域の実情に即した財政支援を求めます。

1 4 津波復興拠点整備事業の拡充【復興庁再掲】

津波復興拠点整備事業では、一市町村に2地区まで、一地区当たり20haを上限とするよう箇所数、面積に制限があることから、市町村合併を行った市町村では広域的に被災しており、復興のスピードに地域間の格差が生じる恐れがあります。

市町の早期の復興を図るため、地域の実態に即した整備が可能となるよう津波復興拠点整備事業の1市町村あたりの地区数の制限を緩和を求めます。

1 5 所有者不明土地の特別措置及び防災集団移転促進事業の収用適格事業化【復興庁，法務省再掲】

所有者不明土地については、権利取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、被災市町が適切に管理を行えるなどの特別措置を求めます。

また、防災集団移転促進事業については、地権者等の合意が得られない場合、事業計画の見直し等が生じることから、土地収用制度による用地取得が可能となるよう収用適格事業化を求めます。

16 土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、任意取得が困難な土地を早期に取得できるように、土地収用法に規定する事業認定手続において、みなし規定の拡大等を図るとともに、手続の簡素化及び処理の迅速化を講ずることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図るよう求めます。

17 被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

18 被災した地域公共交通への支援の拡充

地域の生活交通手段であるバス事業者及び離島航路事業者は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在も厳しい経営を迫られています。

バス及び離島航路については、要件緩和などによる補助金の増額等が図られたところではありますが、引き続き利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、十分な予算の確保と事業の維持・拡充を求めます。

19 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償 【文部科学省、経済産業省再掲】

福島第一原発事故に伴う港湾における放射線等の対策として、貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか、除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については、既に対応した経費を含め、全額を国庫負担もしくは原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、早急に東京電力が賠償するよう求めます。また、港湾運送事業者等が福島第一原発事故に起因して要した経費や損害についても、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、早急に東京電力が全額賠償することを指導するよう求めます。

<環境省関係>

1 福島第一原発事故に伴う被害への対応

(1) 災害廃棄物の広域処理の推進に向けた環境整備

震災で大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することが、喫緊の重要課題となっており、被災地域だけでは処理能力に限界があることから、多くの自治体や民間事業者の協力の下、処理を進めていくことが必要です。

しかしながら、一部の災害廃棄物が、原子力災害により放射性物質に汚染されたのではないかとの国民の不安感が広域処理を困難としております。

このため、国においては、受入側住民の不安を払拭するため、放射性物質の安全基準を分かり易く説明し、広報するなど、適切な情報提供を行い、安全性とともに安心感を確保して、地方自治体等が受け入れられるよう、引き続き取り組むことを求めます。

(2) 放射能に汚染された廃棄物等の処理

本県は、福島県に隣接し福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質が県内に飛散したことから、放射性物質を含む稲わらや焼却灰等の処理が喫緊の課題となっています。

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすことを求めます。

特に、指定廃棄物の処理については、中間処理施設や最終処分場等の施設の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう、国の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

(3) 農業系廃棄物の処理 【農林水産省、経済産業省再掲】

現在公有地や農家敷地内で一時保管されている放射性物質で汚染された稲わら、牧草等の農業系廃棄物の処理については、国において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備するよう求めます。

農業系廃棄物の一時保管や処分に要した費用については、東京電力に対し、十分確実に迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(4) 森林や立木の汚染実態の調査 【復興庁，農林水産省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては、福島県では県全域で国により実施されていますが、本県は国庫補助事業により県が実施しています。また、国庫補助の対象は汚染状況重点調査地域に限られており、県では県民の不安を払拭するため、それ以外の地域でも独自に調査を実施しています。

このモニタリングについては、林産物生産者の安全や消費者の林産物に対する安心を確保するため、本来、福島県と同様に国が実施すべきものであり、県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。

(5) 除染・吸収抑制対策等の充実強化 【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

県内のほぼ全域で牧草地の除染が必要となっており、農家などが実施する反転耕等の費用について、やむを得ず本県独自の貸付制度を創設して対応しているところ です。

農家などが実施した除染対策に係る費用については、東京電力に対し、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、これに係らず、国においても、牧草地の除染対策を生活圏の除染対策と平行して進められるよう十分かつ確実に予算を確保し、再除染に係る費用を対象とするなど、現行の事業の拡充も含め、より柔軟に対応するよう求めます。

(6) 福島第一原発からの海洋への汚染水の流出防止対策 【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

福島第一原発事故に伴う放射性物質の海洋への放出・流出により、本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設設備の管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

(7) 除染に係る対策

放射性物質に汚染された土壌などの除染については、国庫補助制度（放射線量低減対策特別緊急事業費補助金）により財政支援が講じられています。しかし、その対象や基準に不明確な点が多く、必ずしも地域が必要とした除染経費全てが認められるものとなっていないことから、柔軟な補助制度の運用を求めます。また、除染の本格化に伴い、放射性物質を含む排水が河川に流出し、下流域や河口周辺海域に影響を与えることが懸念されるため、引き続き、国直轄事業においては、河川への

放射性物質の拡散防止対策を徹底するとともに、除染を実施する市町村に対しても拡散防止対策について適切な支援を行うよう求めます。

さらに、除染により生じた除去土壌について、処分基準を定める環境省令を早急に提示するとともに、その最終処分先の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

(8) 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進 【文部科学省再掲】

放射性物質による影響等について、国民一人一人が正確に理解し、不安を解消することができるよう、国は、本県内に放射線・放射能に関する相談員の設置をするほか、テレビコマーシャルや放射能情報誌の作成・配布をするなど、あらゆる広報の機会・手段を通じ、責任を持って、正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。また、森林や河川の泥質の除染、水産物汚染防止など新たな課題の解決に向け、国の研究機関での研究だけでなく民間や海外の研究機関との共同研究などにより国の総力を挙げて、県民が受ける放射線量の低減に向けた先進的な調査研究に取り組むよう求めます。

(9) 学校等における除染等 【文部科学省再掲】

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域以外の地域においても、線量が高い学校等もあることから、学校等における測定や除染等の具体的な措置を明確に示し、その措置に係る全ての経費を国庫負担又は東京電力による賠償とするよう求めます。

2 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【財務省、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省再掲】

現在、平成23年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し、復旧・復興事業を進めていますが、災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤嵩上げ工事の遅れなどにより、さらに、被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について、事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の要件緩和が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じるよう求めます。

なお、平成25年度への事故繰越については、財務省から各種簡素化が図られる旨、発表されたところですが、官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど、更なる省力化を求めます。また、通常の公共事業においても、復旧・復興需要の高まりにより、明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから、同様の措置を講じるよう求めます。